

松戸市ごみ処理基本計画

令和 4 (2022) 年 3 月

目 次

第1章 基本的事項

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 ごみ処理の現状と課題

- 1 ごみ処理の現状と前計画の目標達成状況・・・・・・ 3
- 2 ごみ処理に関する課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4

第3章 計画フレーム

- 1 目指すべき将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 9
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 9
- 3 将来ごみ量等の予測・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1
- 4 計画目標値の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3

第4章 目標を達成するための施策

- 「基本方針1 発生抑制（Reduce）の推進」に関する施策・・・・・・ 2 8
- 「基本方針2 再使用（Reuse）の推進」に関する施策・・・・・・ 3 5
- 「基本方針3 再生利用（Recycle）の推進」に関する施策・・・・・・ 3 6
- 「基本方針4 適正排出と効率的な収集体制の維持」に関する施策・・・・ 3 9
- 「基本方針5 安定した処理体制の維持」に関する施策・・・・・・ 4 1
- 「基本方針6 個別の課題への適正な対応」に関する施策・・・・・・ 4 5

第5章 計画の推進

- 1 計画の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 7
- 2 情報公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 7
- 3 ごみ処理費用の抑制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 7

第1章 基本的事項

1 計画の目的

本計画は、市域内で発生する一般廃棄物（ごみ）処理に関して、長期的・総合的視点に立った基本的な方針を定め、ごみの適正処理、減量、資源化等を促進し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とします。

2 計画の位置づけ

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という）第6条第1項及び同法施行規則第1条の3の規定に基づき策定が義務付けられている一般廃棄物処理基本計画のうち、ごみ処理についての基本方針を定めるものです。

本計画の策定に当たっては、「循環型社会形成推進基本法」「廃棄物処理法」などの関係法令等を踏まえ、「松戸市総合計画」「松戸市環境基本計画」等との整合を図ります。

また、本計画を食品ロスの削減の推進に関する法律第13条の規定に基づく市町村食品ロス削減推進計画に位置付けることとします。

一般廃棄物処理計画の構成は図1-2-アのとおり、本計画の位置づけは図1-2-イのとおりです。

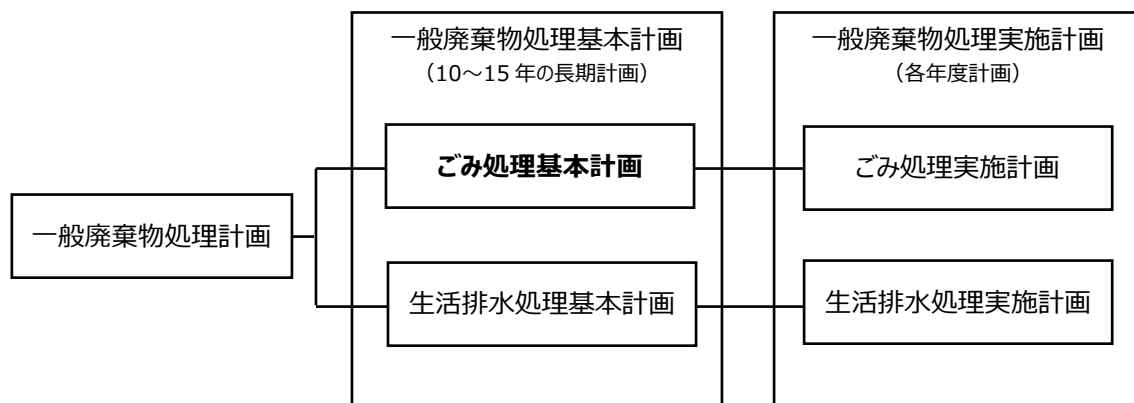


図 1-2-ア 一般廃棄物処理計画の構成

出典：ごみ処理基本計画策定指針（H28（2016）年9月 環境省）

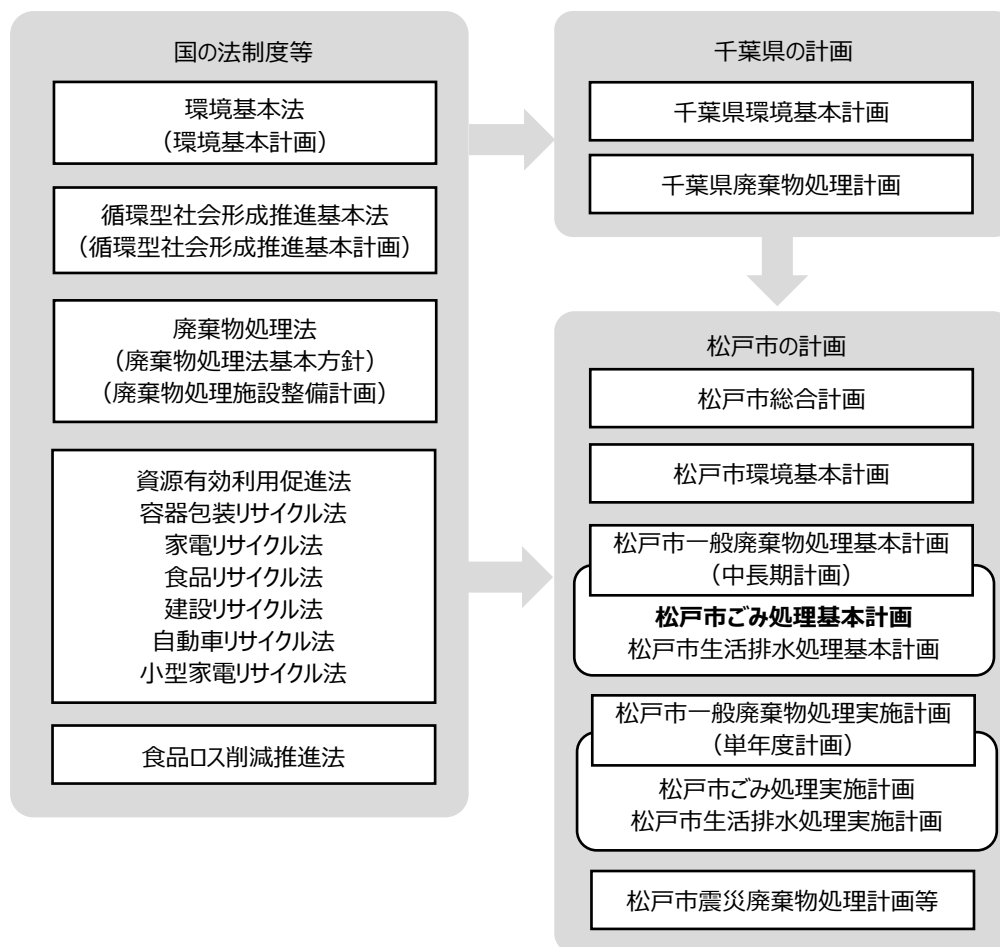


図 1-2-イ 計画の位置づけ

3 計画期間

本計画の期間は令和4年度（2022年度）を初年度として令和13年度（2031年度）までの10年間とします。

4 計画の見直し

本計画は概ね5年を目途に見直しを行うこととします。ただし、法令の改正等、廃棄物を取り巻く社会情勢が大きく変化した場合は、必要に応じて見直しを行います。

R04 2022	R05 2023	R06 2024	R07 2025	R08 2026	R09 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
前期計画期間					後期計画期間				
			見直し					次期計画策定	

図 1-4 計画期間

第2章 ごみ処理の現状と課題

1 ごみ処理の現状と前計画の目標達成状況

(1) 総排出量

近年、本市の人口は微増傾向ですが、ごみ量は微減傾向となっています。家庭系、事業系、その他、集団回収の全てにおいて減少傾向にあります。

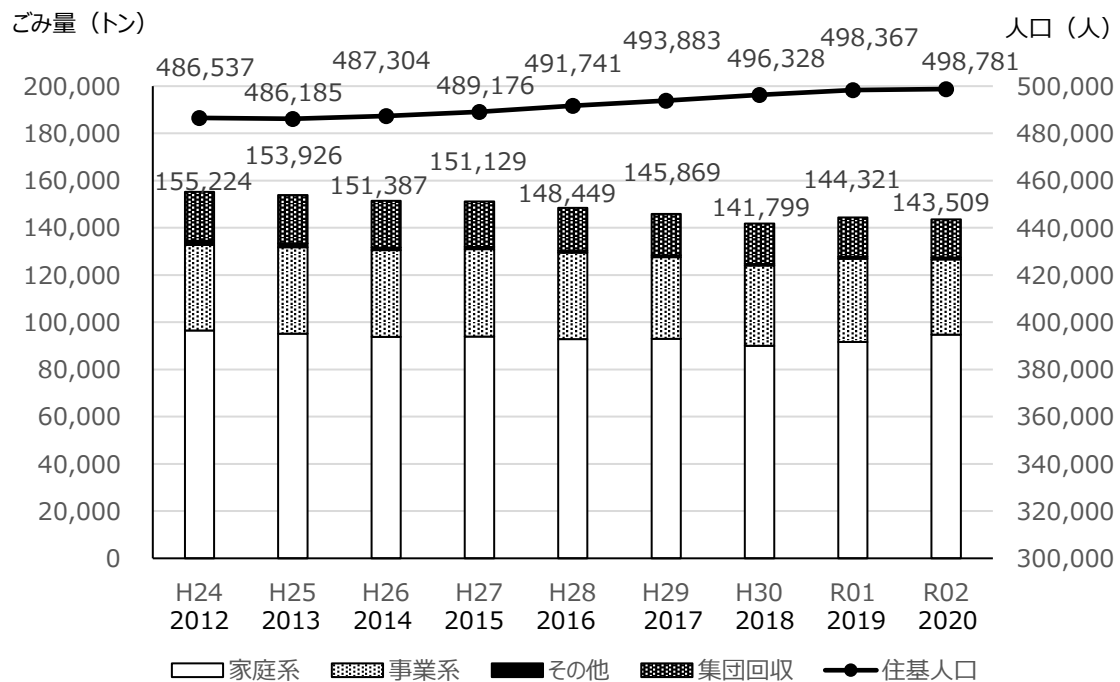


図 2-1-(1) 松戸市のごみ量と人口の推移

出典：松戸市清掃事業概要

※人口は毎年9月末日現在の住民基本台帳人口。

(2) 市民一人一日あたりの排出量

市民一人一日あたりの排出量（以下「原単位」という）は、平成 24(2012)年度の 766.8g から令和 2 (2020)年度の 700.5g に減少しています。前計画の目標値である 740g は平成 28(2016)年度に達成しています。

(g・人/日)

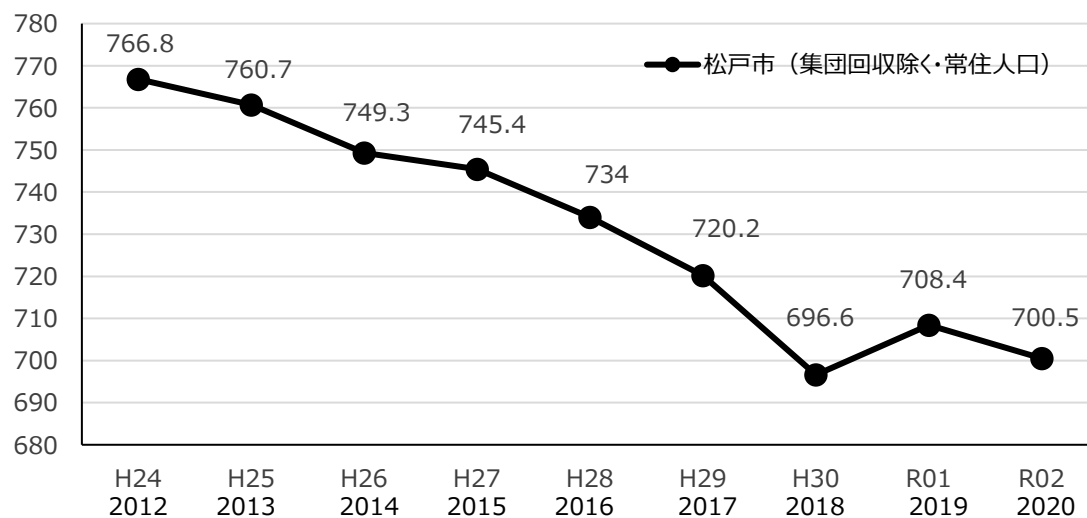


図 2-1-(2) ア 原単位（市民一人一日あたりの排出量）の推移

出典：松戸市清掃事業概要

なお、これまで本市では集団回収を除いたごみ量と常住人口を用いた原単位を集計していましたが（図２－１－（２）ア）、今後は他の自治体との比較を容易にするため、国の一般廃棄物処理実態調査に合わせて、集団回収を含むごみ量と住民基本台帳人口を用いて原単位を集計することとします（図２－１－（２）イ）。

この値を用いて国や県の平均値と比較すると、下のグラフに示すとおり、本市の原単位は全国平均や千葉県の平均値を大きく下回っており、ごみの減量が進んでいることがわかります。

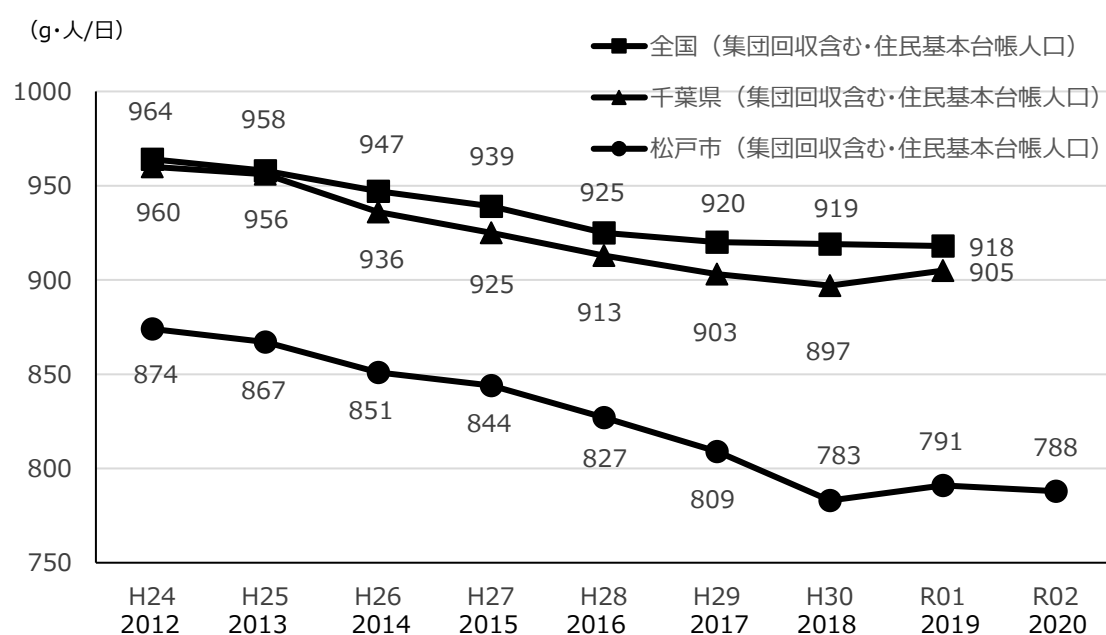
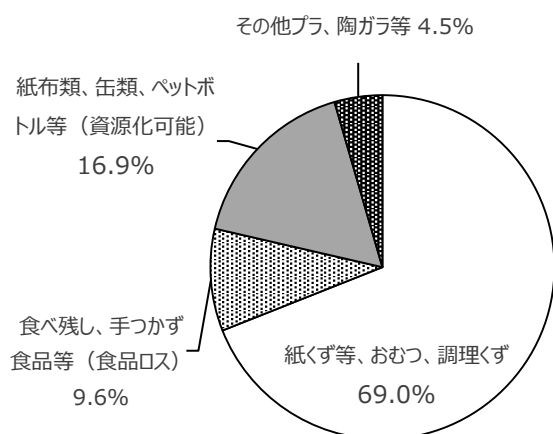


図 ２－１－（２）イ 原単位（市民一人一日あたりの排出量）の推移

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

(3) ごみの組成

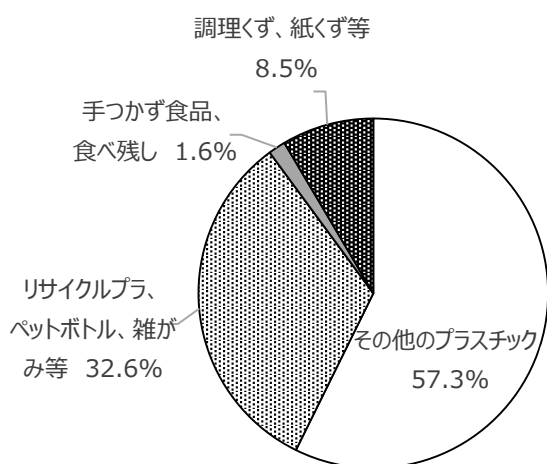
可燃ごみの組成については、組成分析の結果をみると、分別遵守率は 78.6%であり、21.4%の違反ごみが混入していると推定されます。違反ごみの 16.9%は資源化可能なごみであり、分別を徹底することで、ごみの焼却量を減らせる可能性があります。



区 分	割 合	分別の適否
紙くず等	30.3%	適正分別 69.0%
おむつ	7.5%	
調理くず	31.2%	
食べ残し	5.0%	適正分別 9.6% (食品ロス)
手つかず食品	4.6%	
新聞雑誌等	3.2%	違反ごみ (資源化可能) 16.9%
雑がみ	8.0%	
布類	2.5%	
ビン類	0.4%	
缶・金属類	0.4%	
ペットボトル	0.3%	違反ごみ 4.5%
リサイクルプラ	2.2%	
他プラ	3.7%	
陶磁器・ガラス	0.3%	
剪定枝	0.5%	
計	100%	

図 2-1-(3) ア 可燃ごみの組成分析結果

その他のプラスチックなどのごみの分別遵守率は 57.3%であり、42.7%の違反ごみが混入していると推定されます。違反ごみの 32.6%は資源化可能なごみであり、分別を徹底すれば、ごみの焼却量を大幅に減らせる可能性があります。



区 分	割 合	分別の適否
その他プラ	57.3%	適正分別 57.3%
リサイクルプラ	23.8%	違反ごみ 32.6% (資源化可能)
ペットボトル	4.9%	
新聞雑誌等	0.6%	
雑がみ	1.6%	
布類	0.7%	
ビン類	0.4%	違反ごみ 1.6% (食品ロス)
缶・金属類	0.6%	
手つかず食品	0.9%	
食べ残し	0.7%	違反ごみ 8.5%
調理くず	1.2%	
紙くず等	5.6%	
陶磁器・ガラス	1.2%	
その他 (有害等)	0.5%	
計	100%	

図 2-1-(3) イ その他のプラスチックなどのごみの組成分析結果

リサイクルするプラスチックの分別遵守率は 68.5%となっています。不純物が混入していると、リサイクルの効率や品質が低下してしまいます。また、近年電子タバコなどのリチウムイオンバッテリー内蔵のプラスチック製品の混入が増えており、リサイクル工場での発火事故が相次いでいるため、適正分別の徹底が求められます。

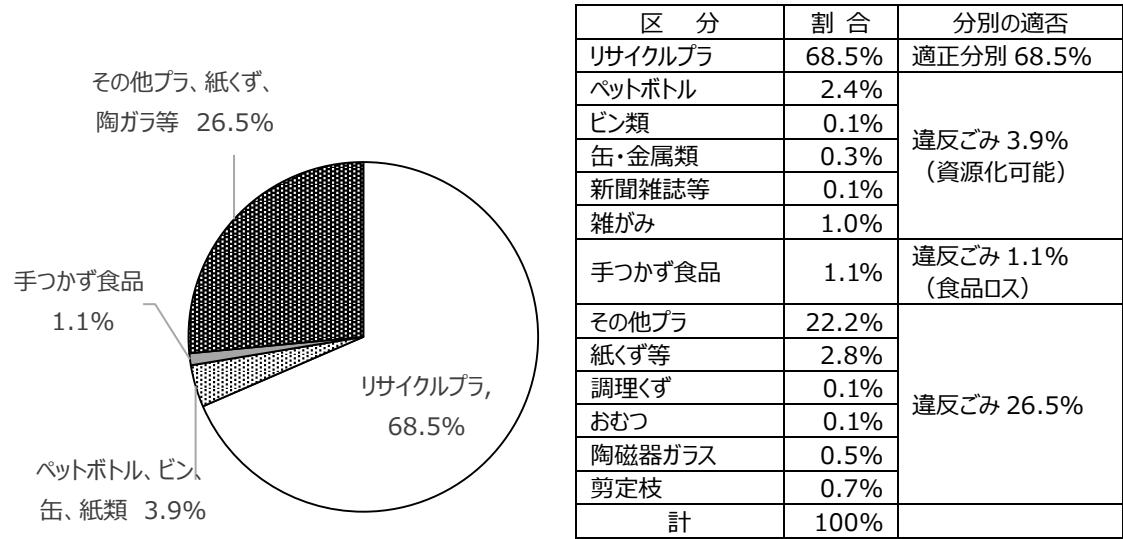


図 2-1-(3)ウ リサイクルするプラスチックの組成分析結果

(4) 焼却処理量

前計画においては「市焼却処理施設での処理量」を 106,000 トン以下にすることを目標としており、平成 30(2018)年度に目標を達成しました。

なお、令和 2 (2020)年度からはクリーンセンターの稼働停止に伴い、近隣市等に可燃ごみの処理委託を開始したため、市焼却処理施設での処理量が大幅に減りました。そこで、今後は近隣市等への委託分や、これまで最終処分として集計していた市外の民間焼却施設での処理量も含む焼却処理量を目標値とします。

(従来の集計値が図 2-1-(4)-ア、今後の集計値は図 2-1-(4)-イ)

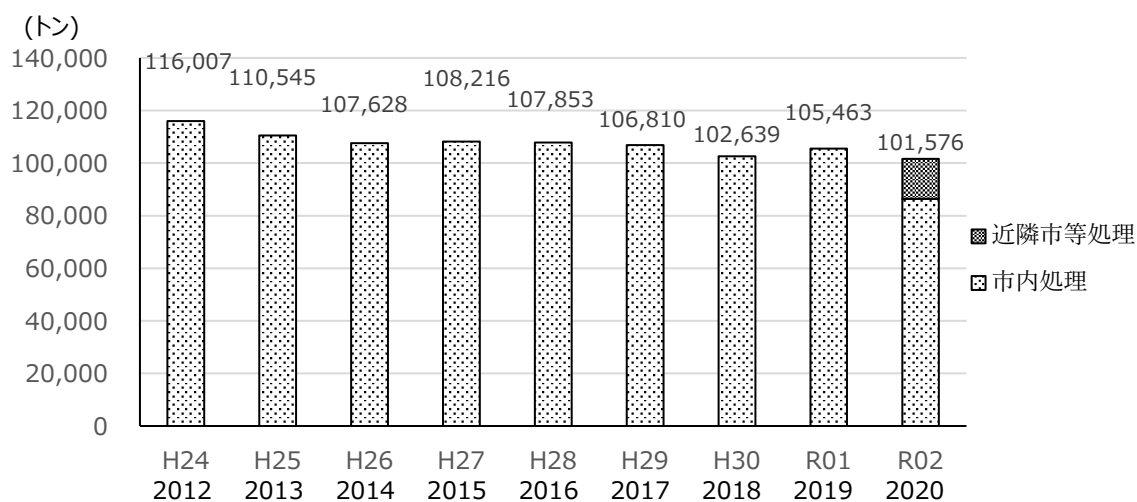


図 2-1-(4) ア 焼却処理量の推移 (市焼却処理施設)

出典：松戸市清掃事業概要

※令和 2 (2020) 年度のみ、近隣市等に委託した可燃ごみ 15,156t を含む。

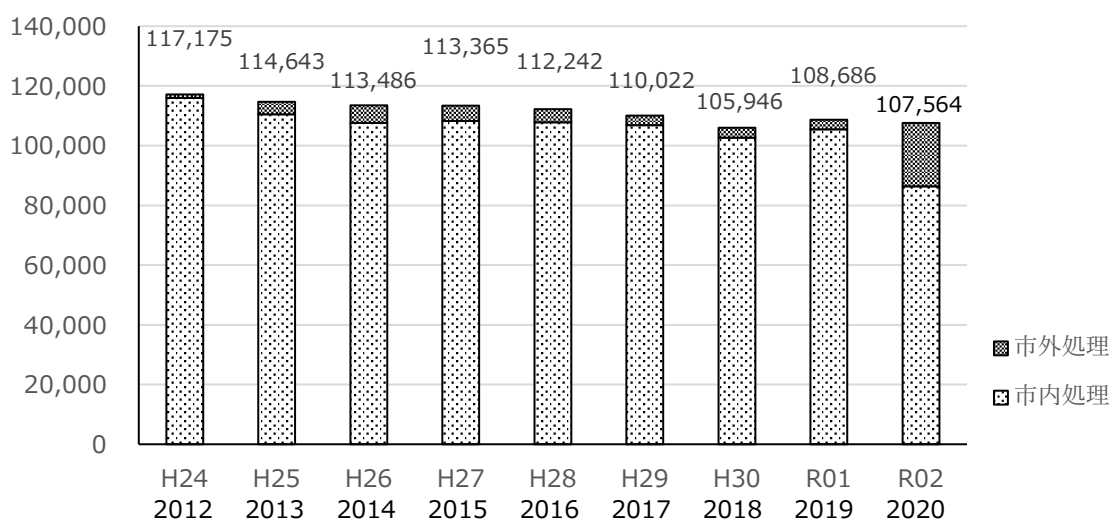


図 2-1-(4) イ 焼却処理量の推移 (市外処理を含む)

出典：松戸市清掃事業概要

(5) 資源化量

資源化量は減少傾向にありましたが、平成 29(2017)年度からごみ減量作戦の一環として雑がみの資源化に取り組んだこと等により、ほぼ横ばいになっています。

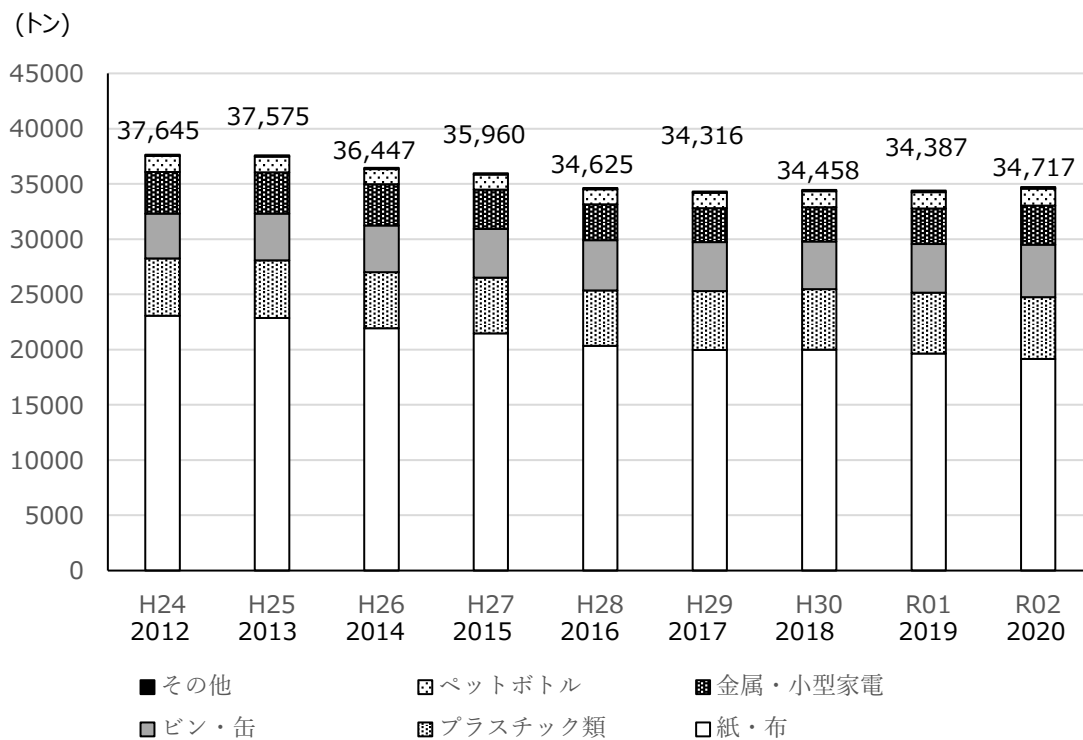


図 2-1-(5) 資源化量の推移

出典：松戸市清掃事業概要

(6) リサイクル率

本市のリサイクル率は千葉県及び全国平均を上回っていますが、全体的には減少傾向にあります。電子媒体の普及によって、紙媒体の利用が減り、リサイクルされる重量も減っていることが主な原因と考えられます。そのため、前計画の目標値である30%以上は達成できていません。

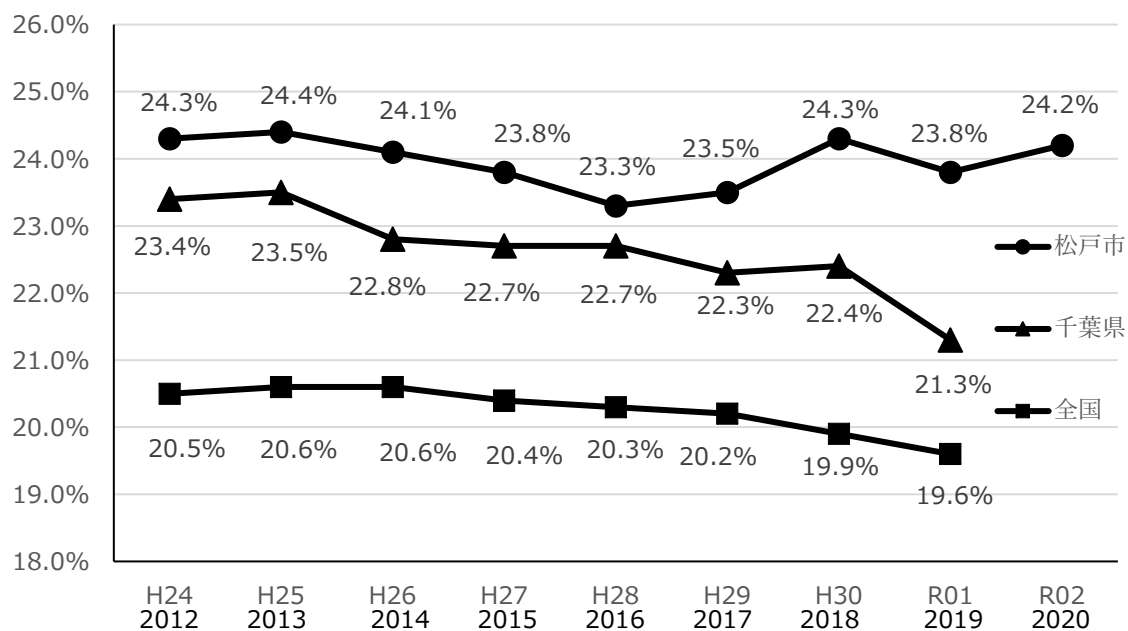


図 2-1-(6) リサイクル率の推移

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

(7) 最終処分量

前計画では最終処分量の目標値を 11,000 トン以下に設定していましたが、目標を達成できていません。

なお、これまでは市外の民間焼却施設での処理量をそのまま最終処分量として集計していましたが、国の一般廃棄物処理実態調査では焼却処理などの中間処理後に残った焼却灰等の埋立量を最終処分量として集計していることから、今後は国に準拠します。

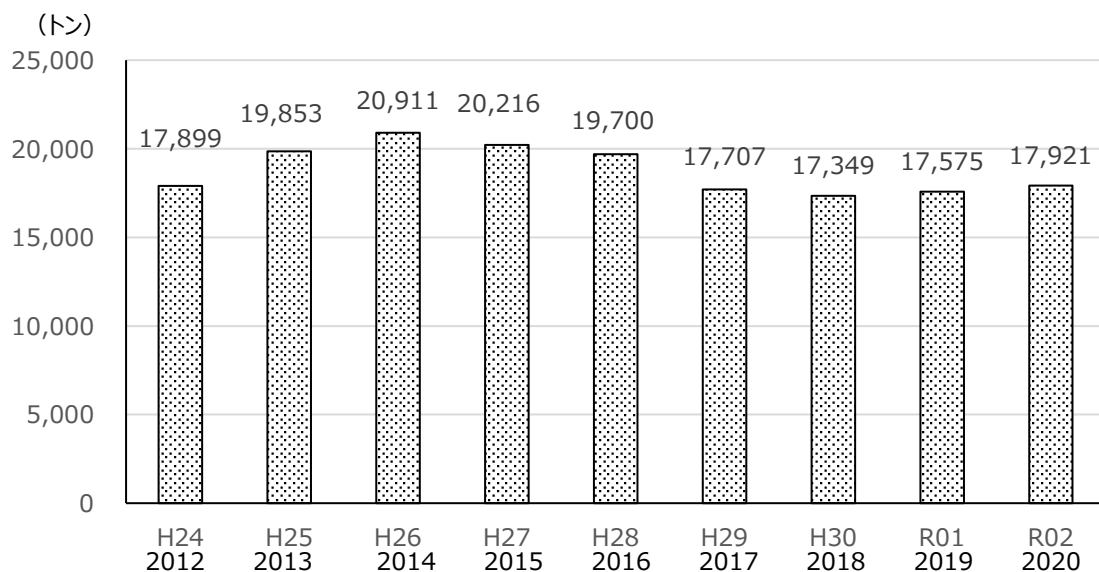


図 2-1-(7) ア 最終処分量の推移

出典：松戸市清掃事業概要

※令和 2（2020）年度の数値は可燃ごみの市外焼却量を含まない。

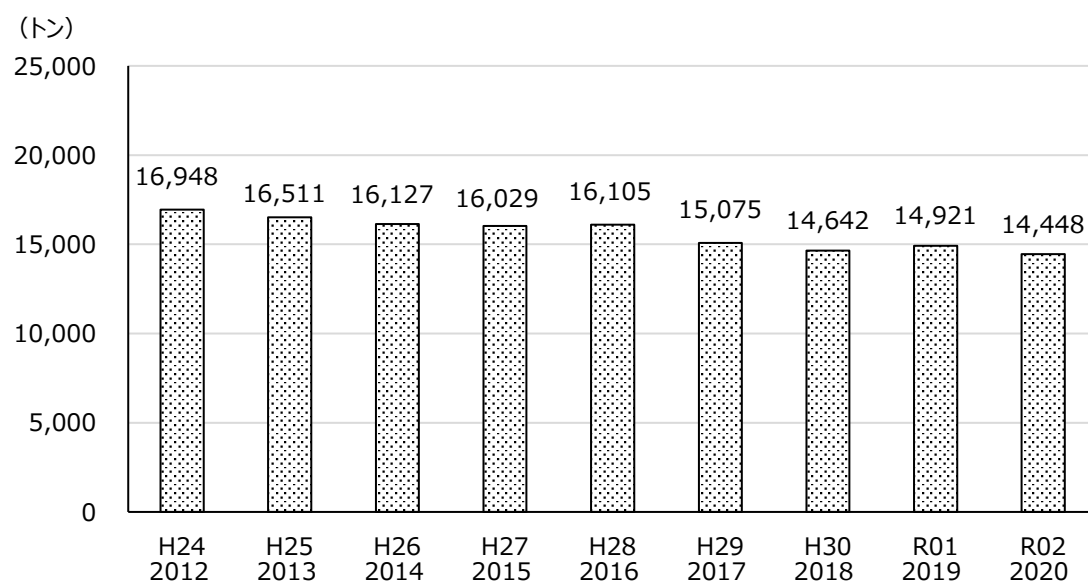


図 2-1-(7) イ 最終処分量の推移（国の実態調査に準拠）

出典：松戸市清掃事業概要

(8) ごみ処理経費

ごみ処理経費については、平成 26(2014)年度までは増加傾向にありましたが、平成 27(2015)年度以降はほぼ横ばいとなりました。令和 2(2020)年度はクリーンセンターの稼働停止による焼却能力の不足を補うため、近隣市等に可燃ごみの処理を委託したことにより、増加しています。

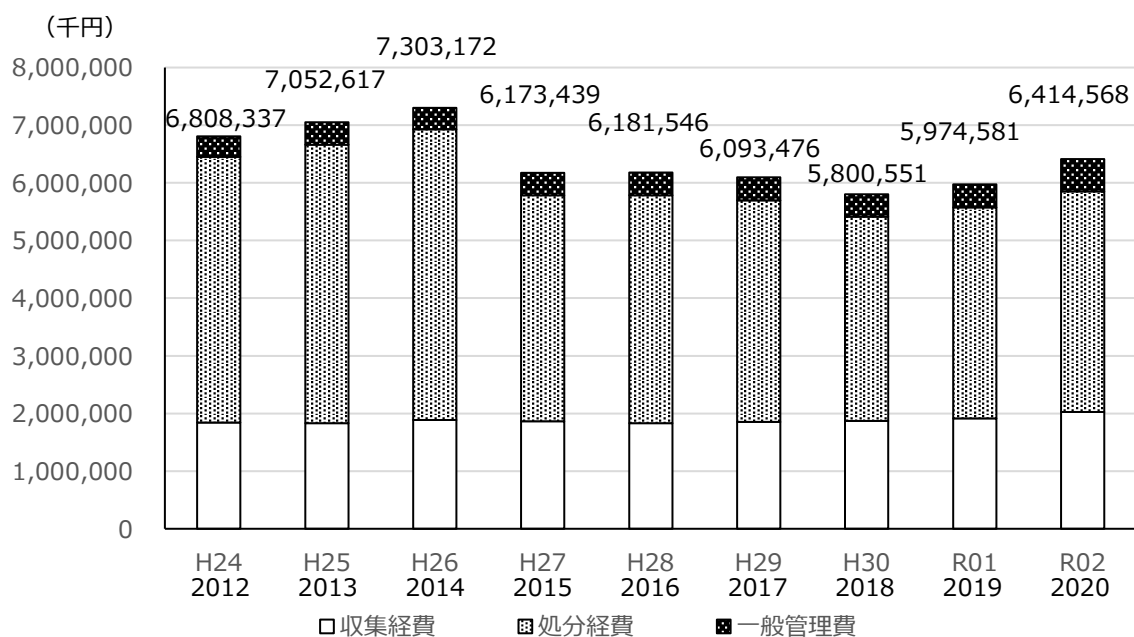


図 2-1-(8) ア ごみ処理経費の推移

出典：松戸市清掃事業概要

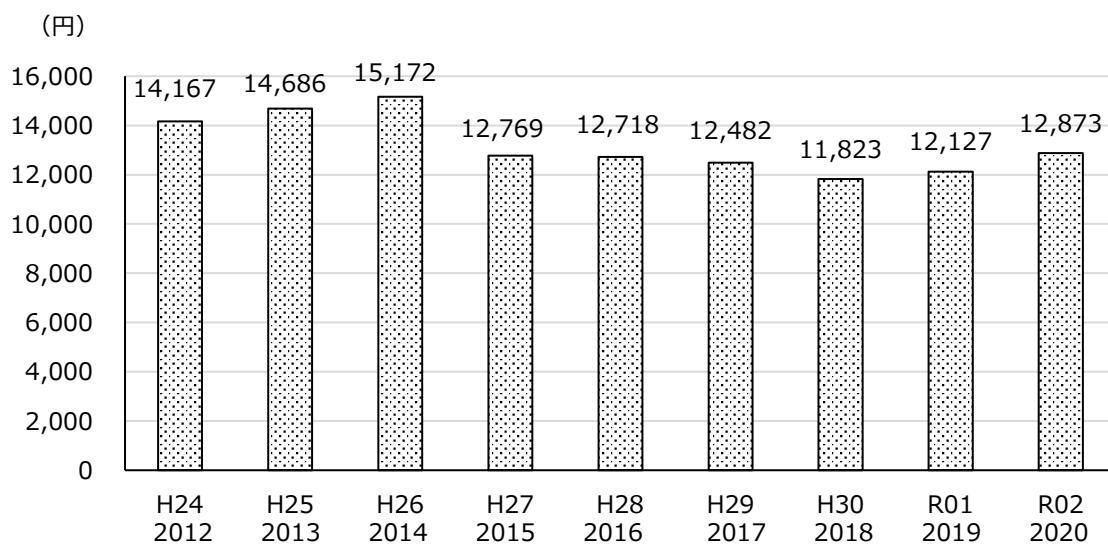


図 2-1-(8) イ 市民一人あたりごみ処理経費の推移

出典：松戸市清掃事業概要

(9) 目標達成状況のまとめ

目標項目	基準値 (平成 24(2012)年度)	目標値 (令和 2(2020)年度)	実績値 (令和 2(2020)年度)
原単位	766.8 g／人・日	740 g／人・日以下	700.5 g／人・日
リサイクル率	24.3%	30%以上	24.2%
焼却処理量	116,007 t	106,000 t 以下／年	101,576 t (※)
最終処分量	17,900 t	11,000t 以下／年	17,921 t

(※)近隣市等への可燃ごみの委託処理分を含む。

2 ごみ処理に関する課題

まず、ごみ処理に関する国内外の概況を整理します。

国外の動向としては、平成 27（2015）年 9 月に国連において「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、環境・経済・社会の課題を統合的に解決するための取り組みを進めていくことが国際的な潮流となっています。

その中核をなす「持続可能な開発目標（SDGs）」は持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標で、2030 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

廃棄物に関連するターゲットとしては、3R の推進により廃棄物を削減することや、食品ロスを削減すること、また、海洋ごみを始めとしたあらゆる種類の海洋汚染を削減することなどが挙げられています。



国内の動向としては、平成 30（2018）年 6 月に第四次循環型社会形成推進基本計画が策定され、中長期的な方向性として、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」等が示されています。

ごみ処理に関する具体的な内容としては、「安定的・効率的な処理体制の整備」、「プラスチックの 3R（リデュース・リユース・リサイクル）」、「食品ロスの削減」、「高齢化社会に対応した廃棄物処理体制」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」等が挙げられています。

また、プラスチックについては令和元（2019）年 5 月 31 日にプラスチック資源循環戦略が策定されました。「3R+Renewable」を基本原則とし、「ワンウェイプラスチックの使用削減」、「プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル」、「可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用」、「海洋プラスチック対策」などの取り組みが示されており、これを受けて、令和 2（2020）年 7 月から全国一律でプラスチック製買物袋（レジ袋）の有料化が実施されたところです。

その後、令和 3（2021）年 6 月 4 日には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）」が成立し、プラスチック使用製品設計指針、特定プラスチック使用製品の使用の合理化、市町村の分別収集・再商品化、製造・販売事業者等による自主回収及び再資源化、排出事業者の排出抑制及び再資源化等について示されています。

また、食品廃棄物については令和元（2019）年 10 月 1 日に食品ロス削減推進法が施行され、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が国民運動として食品ロスの削減を推進することが求められています。

以上がごみ処理に関する国内外の動向ですが、その一方で、新型コロナウイルス感染症が世界的な流行となり、人々の生活や事業活動を一変させました。在宅勤務の増加や外出自粛に伴って家庭系ごみが増加する一方で、事業活動の停滞により、事業系ごみは減少しています。感染症の影響下においても、ごみ処理は不可欠なライフラインであることから、ごみ処理における感染症対策を行い、安定した処理体制を維持する必要があります。このような背景のもと、市として取り組むべき課題を次のとおり整理します。

（１）発生排出段階

①家庭系ごみ

市民には、廃棄物の排出者として、より環境負荷の少ないライフスタイルに移ることが求められています。また、消費者としては無駄なものを買わないこと、リユース品の活用、マイバッグ・マイボトルの利用や簡易包装製品の選択による容器包装廃棄物の排出抑制、容器包装廃棄物のリサイクルや不法投棄防止、食材の使い切りや食べ切りによる食品ロスの削減、物を長く大切に使うなど、環境に配慮した消費行動（倫理的消費・エシカル消費）が期待されています。

近年、家庭系ごみの量は微減傾向にありましたが、クリーンセンターの稼働停止に向けて可燃ごみを削減するため、平成 29（2017）年度から 3 年間、ごみ減量作戦に取り組みました。可燃ごみの紙袋を廃止して、中身が見えるポリエチレン製の認定袋での排出に一本化したことや、雑がみの分別を推進したことなどにより、可燃ごみを約 6 %、量にして約 3 千トン削減することができました（令和元（2019）年度実績）。

しかしながら、可燃ごみやその他のプラスチックなどのごみの中にはまだ資源化できるごみが混入しています。社会経済の発展により、様々な商品が生み出されていますが、その便利さを享受するだけでなく、ごみとなったときの適正な排出方法について改めて意識し、できるだけ資源化する方向でさらなる分別を推進する必要があります。

また、令和 2（2020）年度から本市は可燃ごみの焼却の一部を近隣市に委託していますが、委託先の搬入物検査において、違反ごみが出ています。委託先の市に迷惑をかけないためにも、適正に分別する必要があります。

加えて、近年、電子タバコなどリチウムイオン電池内蔵機器が急増しており、これらが適正に分別されず、処分先で発火事故が多発するなど大きな問題となっていることから、その危険性を認識し、分別を徹底する必要があります。

排出場所であるごみ集積所については、町会、自治会、集合住宅などそれぞれの単位でみなさんの協力のもと管理されています。利用者ひとりひとりがルールを遵守し、ごみ集積所を適正に利用することが求められます。

②事業系ごみ

事業者は廃棄物の発生が極力少なくなるよう、環境に配慮した事業活動を行うとともに、法令遵守を徹底し、排出事業者責任を踏まえて廃棄物の適正処理をすることが求められています。また、資源有効利用促進法や個別リサイクル法の規定に基づき、廃棄物の 3R を進めることや、食品ロス削減推進法の規定に基づき、食品ロスの削減に努めることが求められます。

近年、事業系ごみの量は横ばいでしたが、可燃ごみを削減するため、平成 29(2017)年度から 3 年間、ごみ減量作戦に取り組みました。多量排出事業者の訪問指導や和名ヶ谷クリーンセンターでの搬入物検査を強化したところ、1 年目は可燃ごみが 4.4% 減少しましたが、3 年目は 4.2% の増加に転じ、目標達成には至りませんでした（令和元（2019）年度実績）。事業系ごみは経済的な影響を大きく受けるため、ごみ増加の要因を特定することは困難ですが、家庭ごみと同様に、事業系ごみの中にも資源化できるごみが混入しているため、市が定めた分別区分を遵守し、これまで以上に資源になるごみの分別とリサイクルを推進することが求められます。

（２）収集段階

①家庭系ごみ

本市では地域でごみ集積所を設置し、ステーション方式で収集を行っています。分別区分・ごみ量・利便性等を考慮して、収集日数や収集車両台数を設定していますが、今後、新たな施設の整備や、それに伴う分別区分の変更などがあった場合には、それに応じた収集体制を検討する必要があります。

②事業系ごみ

事業系ごみのほとんどは、市から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた収集運搬業者（以下、「許可業者」という）が排出事業者から収集を行っています。排出事業者は市が定めたごみの分別区分に従って適正に分別することが求められますが、分別が遵守されていない場合もあります。適正に分別されていない場合は、許可業者が排出事業者に対して適正な分別を促しつつ、関係法令を遵守し、安全に収集運搬業務を行うことが求められます。

(3) 中間処理段階

①焼却処理

3R の取り組みを経て、なお排出される可燃ごみ等については、焼却処理の過程でできるだけ熱回収や発電による循環的な利用を行い、残った焼却灰は適正に最終処分します。

本市では令和元（2019）年度末まで、和名ケ谷クリーンセンターと旧クリーンセンターの2施設体制で焼却処理を行ってきました。しかし、和名ケ谷クリーンセンターの稼働停止を見据え、将来の効率化に向けて1施設体制に移行することとしました。

今後、安定的かつ効率的な処理体制の構築に向け、和名ケ谷クリーンセンターの稼働停止時期に合わせて、新焼却施設を整備する必要があります。

②圧縮梱包処理

日暮クリーンセンターでは、プラスチック系のごみを資源化施設等に効率よく運搬するため、異物を除去し、立方体の形状に圧縮梱包しています。この施設は昭和63年3月に竣工した施設であり、老朽化していることから、今後も安定した処理を継続するため、計画的に整備する必要があります。

③資源選別処理・粗大ごみ処理

松戸市リサイクルセンターが、令和4（2022）年4月から稼働予定となっています。これまで稼働していた資源リサイクルセンターに代わって不燃ごみ・有害などのごみの処理と、3施設に分散していた粗大ごみの処理を一元化する施設として、周辺環境との調和を保ちながら、安定稼働と適正処理をすることが求められます。

なお、資源リサイクルセンターの稼働停止後、ビン類・缶類については、民間資源化事業者へ委託し、安定的な処理体制を維持する必要があります。

(4) 最終処分段階

市街化が進んでいる本市では、市内に新たな最終処分場を確保することが困難であり、最終処分のほとんどを市外の民間最終処分場に委託しています。そのため、その処分場がある地域への環境負荷を最小限に抑えるように努める必要があります。

また、最終処分先自治体のご理解を得ながら良好な関係を保ち、全国的に最終処分場が不足している状況において、本市の最終処分先を継続的に確保する必要があります。そのためには、ごみの発生抑制、再利用、再生利用の 3R 推進を継続することが求められます。

(5) ごみ処理経費

図 2-1-(8) に示したとおり、平成 26 (2014) 年度までは増加傾向にありましたが、それ以降はほぼ横ばいとなっています。令和 2 (2020) 年度のごみ処理経費は約 64 億 1 千万円で、市民一人あたり 12,873 円となっています。

今後も長期的な視点により、効率的なごみ処理体制を構築することで経費を抑制する必要があります。

第3章 計画フレーム

1 目指すべき将来像

本計画では目指すべき将来像を「資源の消費を抑制しつつ、廃棄物の減量・再利用・再生利用に積極的に取り組む持続可能な社会（資源循環型社会）」と定めます。

2 基本方針

目指すべき将来像である資源循環型社会の形成に向けた廃棄物処理のあり方として、まずは、ごみの発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の順序で3Rに取り組みます。そのうえで、ごみの焼却にあたっては、熱利用や発電等、エネルギーの有効活用に取り組みます。中間処理を経て、最終処分せざるを得ない焼却灰や残渣については、環境負荷の低減に努めながら、生活環境の保全上支障が生じないよう適正に処分することとします。

また、市民・事業者・市それぞれが果たすべき役割として、市民には排出者としての責任を自覚し、ライフスタイルの見直しを行うことが求められます。事業者には排出者責任や拡大生産者責任を踏まえて、環境に配慮した事業活動を行うことが求められます。市には情報提供や啓発活動を通じて、市民・事業者の取り組みを促進するとともに、ごみの適正な処分を行うことが求められます。

これらを踏まえて、次のように基本方針を定めます。

基本方針1 発生抑制（Reduce）の推進

私たちの社会を持続可能なものにするためには、一人一人が廃棄物の発生抑制について意識して行動する必要があります。正しい行動を選択するために、市民や事業者に向けた情報提供や各種啓発活動に取り組みます。

基本方針2 再使用（Reuse）の推進

大量生産・大量消費による経済成長が世界的に拡大し、それが環境に与える影響も同時に拡大していることから、持続可能な社会を構築するためには、必要な範囲でものを生産し、長く大切に使用することで、資源の消費を低減することが求められます。

使えるものは再使用し、ごみにならないようにする取り組みを推進します。

基本方針 3 再生利用（Recycle）の推進

廃棄物処理の過程において前述の 2R（Reduce・Reuse）は川上対策として重要ですが、経済成長とは相反する関係にあります。そこで、経済成長を維持しながらも、環境に与える影響をできる限り抑制し、資源循環型社会を構築するには、再生利用（リサイクル）に取り組むことが重要となります。ごみの中には資源になるものが含まれているので、資源になるごみの分別を徹底することで、ごみの再生利用を推進します。

基本方針 4 適正排出と効率的な収集体制の維持

ごみを適正に処理するには、処理できないものが施設に入らないように、分別区分を守って排出することが求められます。資源化の推進、排出者の利便性、処理施設の能力等を考慮しつつ、必要に応じて分別区分や排出基準を検討します。

また、家庭から排出される一般廃棄物を収集し、公衆衛生を保持することは市町村の責務です。資源化の推進、市民の利便性、適正処理の確保に加えて収集コスト等も考慮し、効率的な収集体制を維持します。

基本方針 5 安定した処理体制の維持

収集したごみの多くは市の施設での中間処理を経て最終処分されています。

まず、中間処理を安定して行うためには、市の処理施設の維持管理を適正に行う必要があります。法令等の基準を遵守して運転管理や環境保全対策を行うことはもちろん、可能な限りリサイクルや熱回収をし、最終処分量削減等、環境負荷の低減に努めます。

また、計画的に施設の整備を行うことや、外部への処理委託により、安定した処理ができる体制を維持します。

次に、本市は最終処分のほとんどを市外の民間最終処分場に依存していることから、3R の取り組みにより、最終処分量をできる限り削減する必要があります。その上で、最終的に残った焼却灰等の残渣については、環境への影響を抑制しながら適正に処分します。そのため、安定的な最終処分場の確保や環境基準を遵守した排出に努めます。

基本方針 6 個別の課題への適正な対応

廃棄物に関連することは広範囲に渡り、社会経済情勢に応じて様々な課題が発生します。個別の課題については廃棄物処理法その他関係法令を遵守し、適正に対応します。

3 将来ごみ量等の予測

(1) 将来ごみ量の推計方法

将来ごみ量等の推計方法を図 3-3-(1) に示します。

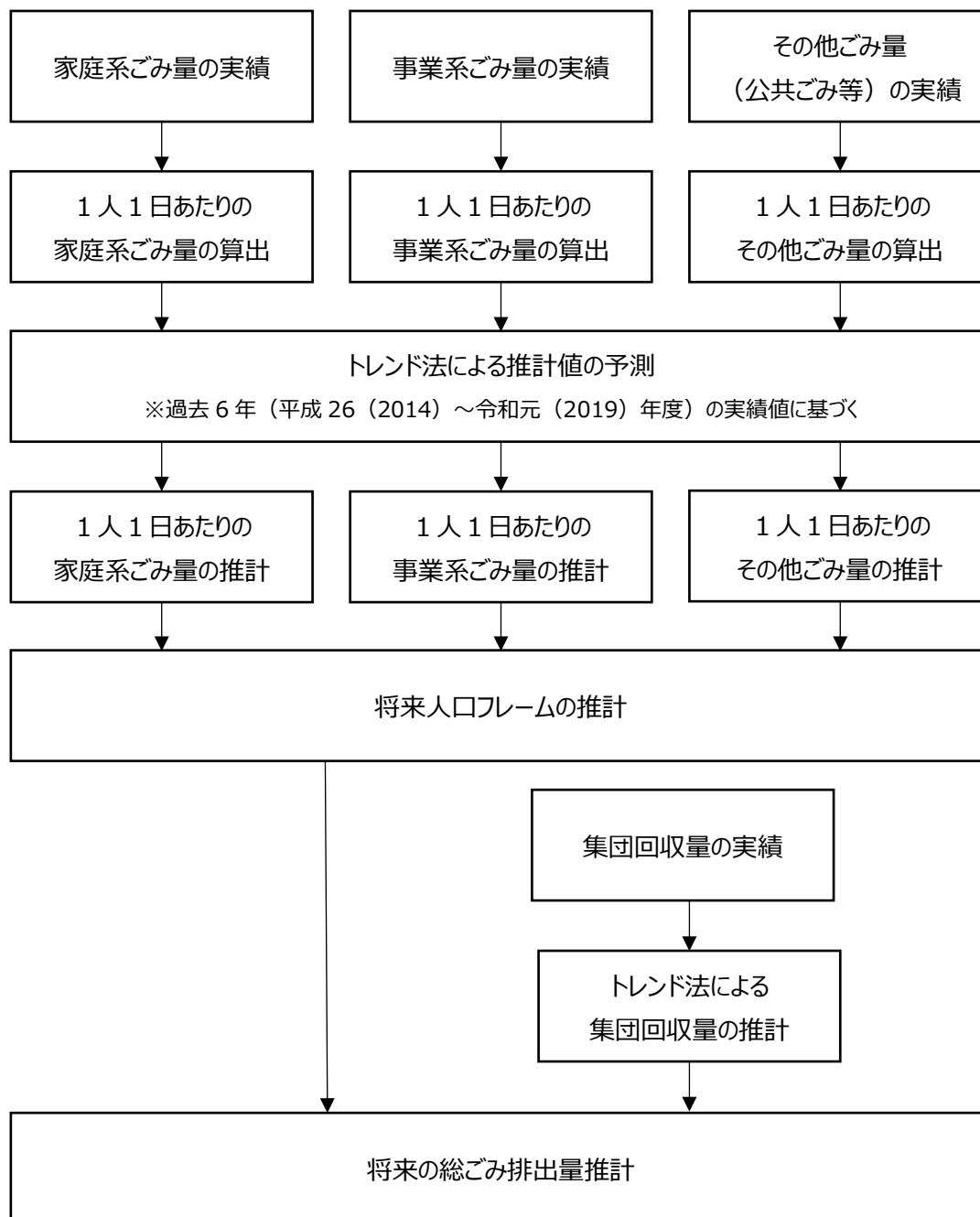


図 3-3-(1) 将来ごみ量の推計方法

(2) 将来ごみ量等の推計

将来ごみ量については、過去 6 年間（平成 26(2014)年度～令和元(2019)年度）の実績を用いて、トレンド法による時系列解析で推計した家庭系ごみ、事業系ごみ、その他ごみ各々の市民 1 人 1 日当たりの排出量に将来人口を乗じて将来総ごみ排出量の推計を行います。

将来人口の推計に当たっては、松戸市人口ビジョンでの将来人口の展望の流れを踏襲しつつ、今後の「出生率」「転入数」「若年層の移動率」の 3 項目について、松戸市の自然動態・社会動態を反映して試算しています。

リサイクル率、焼却処理量については、推計した将来ごみ量を基礎として、資源化対象ごみ量、焼却処理対象ごみ量及び資源化割合の推計を行います。

最終処分量については、推計した焼却処理量を基礎として推計を行います。

なお、新たな目標値については、本市のごみ処理の現状と課題、目指すべき将来像及び基本方針を勘案したごみ量並びに減量の目標を設定するものとします。

項 目	実 績	計画中間年度	計画最終年度
	令和 2(2020)年度	令和 8(2026)年度	令和 13(2031)年度
人口	498,781 人	506,579 人	508,757 人
総ごみ量	143,509 トン	141,647 トン	141,204 トン
市民 1 人 1 日 あたりのごみ排出量	788g/人・日	766g/人・日	758g/人・日
リサイクル率	24.2%	24.4%	25.1%
焼却処理量	107,621 トン	105,586 トン	104,298 トン
最終処分量	14,448 トン	14,254 トン	14,080 トン

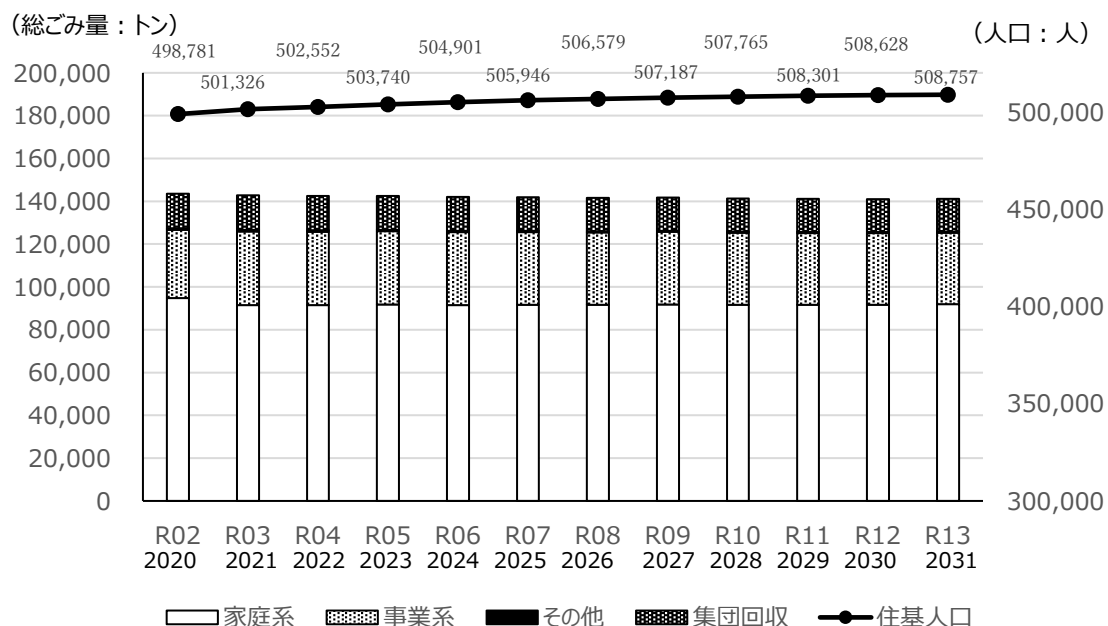


図 3-3-(2) 松戸市のごみ量と人口の推移予測

※人口は毎年 9 月末日時点の住民基本台帳人口で推計。

4 計画目標値の設定

本市の目指すべき将来像である循環型社会を形成するためには、市民・事業者・市がそれぞれの立場で目標に向かって取り組む必要があります。

その具体的な数値目標を以下のとおり設定します。これは本計画の最終年度までの目標ですが、早期に達成した場合はその水準を維持、若しくは更なる向上に努めるものとします。

表 3-4 ア 市の計画目標値

項目	令和 2(2020)年度 の実績値	令和 13(2031)年度 の目標値
一人一日あたりのごみ排出量	788g/人・日	750g/人・日以下
リサイクル率	24.2%	27.0%以上
焼却処理量	107,621 トン	99,500 トン以下
最終処分量	14,448 トン	13,400 トン以下

<参考>

表 3-4 イ 国・県の目標値

項 目	県の令和元 (2019)年度 実績値	県の令和 7(2025)年度 目標値	国の令和元 (2019)年度 実績値	国の令和 7(2025)年度 目標値
一人一日あたりのごみ排出量	905 g/人・日	—	918 g/人・日	約 850g/人・日
リサイクル率	21.3%	30%以上	19.6%	28%以上

出典：第 4 次循環型社会形成推進基本計画（H30.6 環境省）
第 10 次千葉県廃棄物処理計画

(1) 原単位

循環型社会形成に向けた 3R の取り組みの中でも、最も優先順位の高いものが排出抑制（Reduce）です。ごみの総量を削減する指標として、市民一人一日あたりのごみ排出量（原単位）を設定します。

前計画では集団回収を除いたごみ量と常住人口を用いた原単位で目標値を設定していましたが、本計画からは国の一般廃棄物処理実態調査に基準を合わせて、集団回収を含むごみ量と住民基本台帳人口を用いて集計した原単位を目標値として設定することとします。

【算出方法】

$$\text{1人1日あたりのごみ排出量（原単位）} = \frac{\text{生活系ごみ（集団回収含む）} + \text{事業系ごみ}}{\text{住民基本台帳人口} \times \text{年間暦日数}}$$

（単位：g／人・日）

令和 2（2020）年度 実績値（基準値）	令和 13（2031）年度 目標値
788 g/人・日	750 g/人・日以下

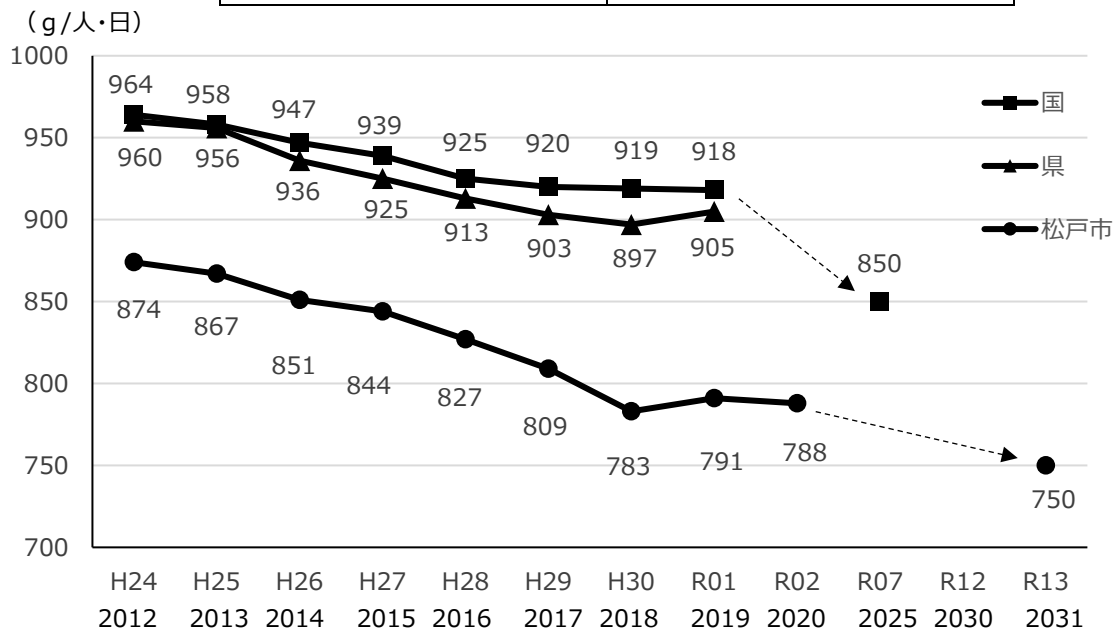


図 3-4-(1) 原単位の推移と目標値

(2) リサイクル率

ごみから資源になるものの分別を徹底し、リサイクルを推進すれば、ごみの焼却量と最終処分量を同時に削減することができます。そこで、総ごみ量に対する資源化量の割合であるリサイクル率を指標として設定します。

電子媒体の普及により、紙媒体の使用量が減っていることや、飲料用のビン・缶がペットボトルに移行し、軽量化していることなどから近年は微減傾向にありますが、その状況を踏まえて以下のとおり設定します。

【算出方法】

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{資源化量（集団回収含む）}}{\text{ごみの収集量（集団回収含む）}} \quad (\text{単位：}\%)$$

令和 2（2020）年度 実績値（基準値）	令和 13（2031）年度 目標値
24.2%	27.0%以上

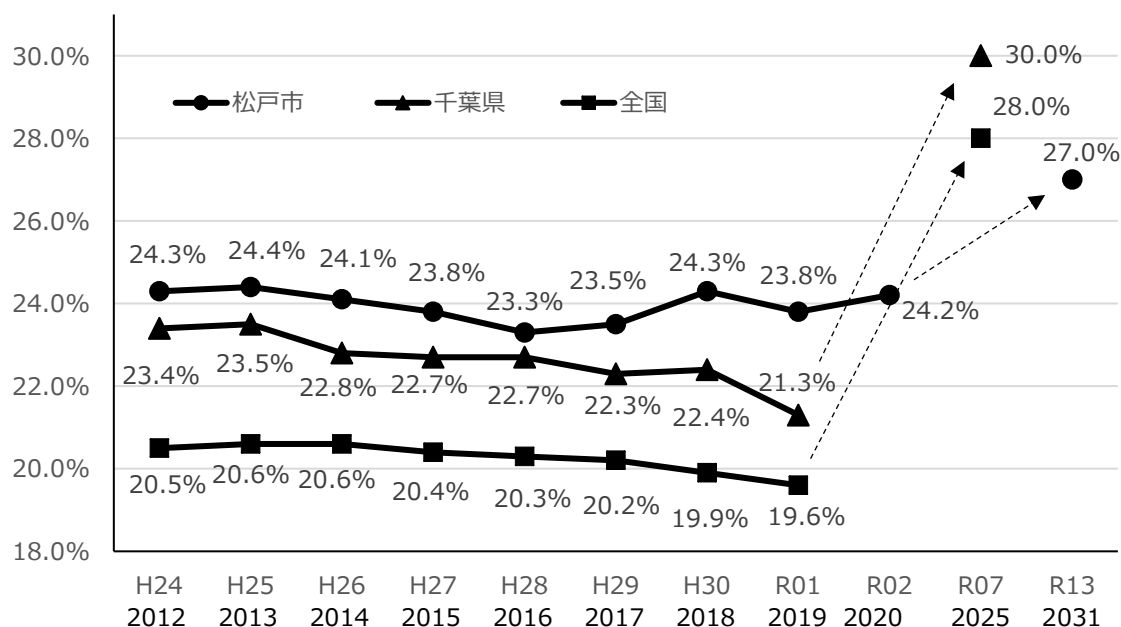


図 3-4-(2) リサイクル率の推移と目標値

(3) 焼却処理量

ごみの発生抑制や分別・リサイクルの推進は焼却処理量の削減と環境負荷の低減につながることから、焼却処理量を指標として設定します。

前計画では市の施設での焼却処理量を目標値としており、一部市外での焼却処理量は含んでいませんでしたが、今後は国の一般廃棄物処理実態調査に準拠して、市外処理分も含めて焼却処理量として集計することとします。そのうえで、下記のとおり目標値を設定します。

令和 2 (2020)年度 実績値 (基準値)	令和 13 (2031) 年度 目標値
107,564トン	99,500トン以下

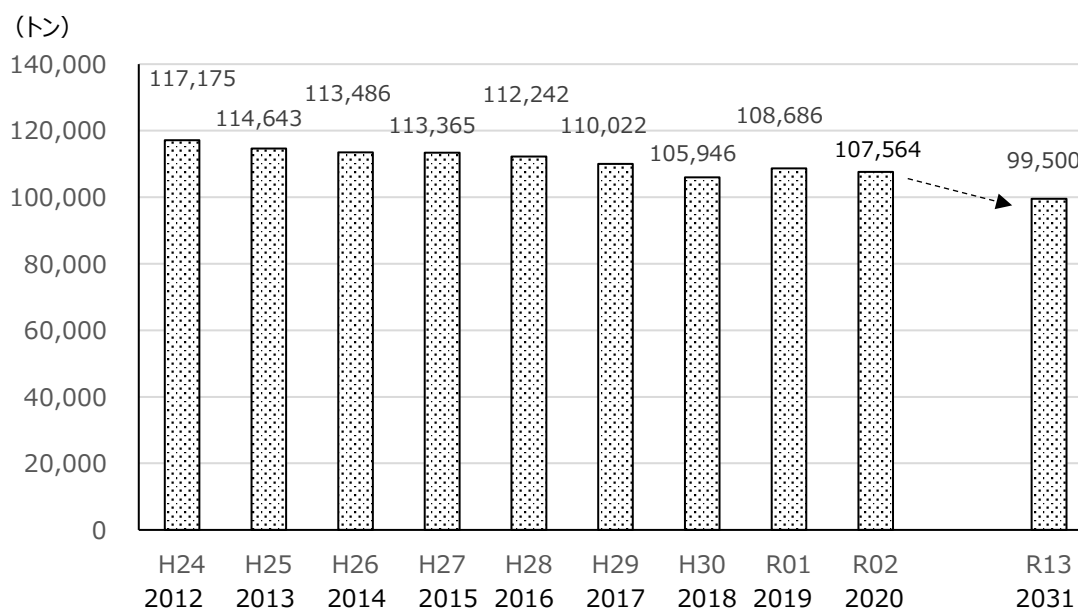


図 3-4-(3) 焼却処理量の推移と目標値

(4) 最終処分量

本市は市街化が進み、市内に最終処分場を確保することが困難であることから、最終処分のほとんどを市外の最終処分場に依存しています。市外への環境負荷をできる限り少なくする必要があるため、焼却灰等を埋め立てる最終処分量を指標として設定します。

これまでは、一部の市外処理量をそのまま最終処分量として集計していましたが、今後は国の一般廃棄物処理実態調査の基準に準拠して、処理後に最終的に埋め立てる焼却灰等の量を最終処分量として集計することとします。

令和 2 (2020)年度 実績値 (基準値)	令和 13 (2031) 年度 目標値
14,448トン	13,400トン以下

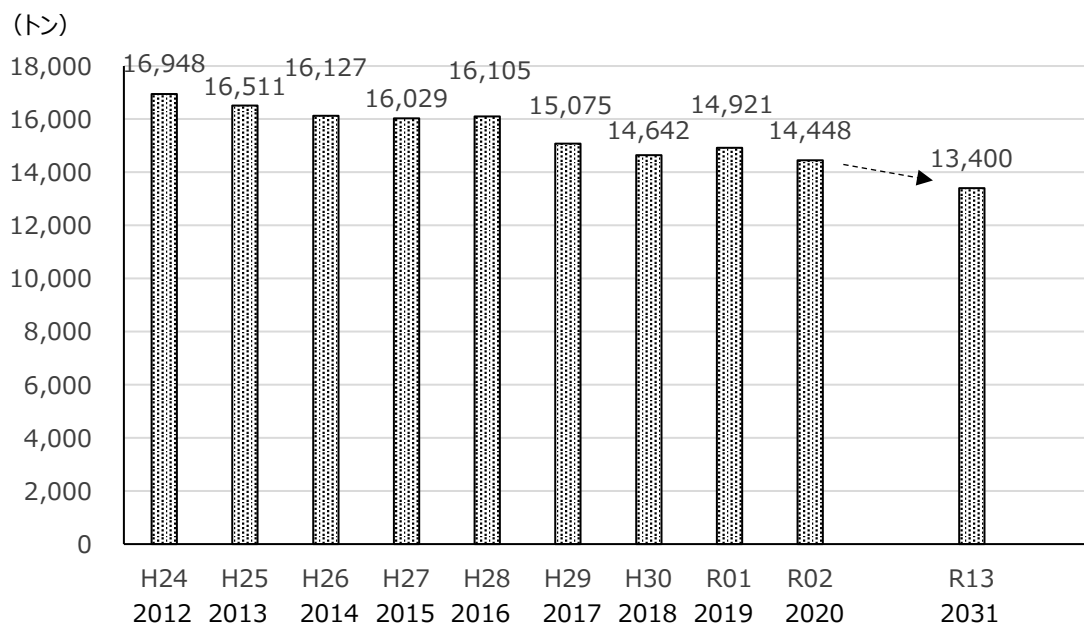


図 3-4-(4) 最終処分量の推移と目標値

第4章 目標を達成するための施策

目標を達成するため、基本方針に沿って施策を推進します。

「基本方針1 発生抑制（Reduce）の推進」に関する施策

Reduce とは、ごみになるものの発生を抑制することです。

消費者は、商品の購入にあたっては、容器包装廃棄物の排出の少ない商品や耐久性に優れた商品を選択することや、マイバッグを持参することなどが求められます。特に食品については、賞味期限・消費期限に関する正しい理解を深める、適量の購入等により食品ロスの削減に資する購買行動に努めることが、ごみの発生抑制につながります。

事業者は、生産から流通、販売までの全体の中で、省資源化、容器包装の減量化、使い捨て品の使用抑制、食品廃棄物の発生抑制といった取り組みが求められます。

Reduce を推進するため、次の施策を行っていきます。

（1）家庭系ごみの発生抑制

①「家庭ごみの分け方出し方」の発行

日々のごみ分別・ごみ出しの確認ができるリーフレット「家庭ごみの分け方出し方」を作成・配布するとともに、市ホームページにも掲載します。市民から寄せられるごみの分別に関するお問い合わせ等を参考に、より使いやすくなるよう、毎年内容を見直していきます。

②「ごみ処理ガイド」の発行

ごみの分別排出の仕方について、①より詳しい内容を記載したパンフレット「ごみ処理ガイド」を作成し、市の窓口で配布し、市ホームページにも掲載します。詳しい分別の仕方について記載し、ごみの適正排出や資源化を推進します。①と同様に、より使いやすくなるよう、毎年内容を見直していきます。

③ごみ分別推進アプリの配信

個人のスマートフォンの保有率が 67.6%（令和元（2019）年度総務省調査）となっており、効果的に情報発信できる媒体であることから、スマートフォン用ごみ分別推進アプリを配信し、家庭ごみの分別の仕方やごみ出しの日などを随時確認できるようにします。

④「リサイクル通信」の発行

市が推進しているごみの減量や資源化施策についてお知らせするリーフレット「リサイクル通信」を発行します。身近な情報源として町会で回覧していただくほか、市の窓口で配布し、市ホームページにも掲載します。

⑤市ホームページや SNS による情報提供

市ホームページや Twitter などの SNS を通じて市民に向けたごみに関する情報を発信します。

⑥社会科副読本への情報提供

循環型社会の構築に向けては、次代を担う子どもたちが、ごみの処理について正しい知識を持ち、自ら考えて行動できるようになることが求められます。効果的な学習のため、小学校 3 年生・4 年生向けの社会科副読本「のびゆく松戸市」に本市のごみ処理情報を提供します。

⑦外国人への情報提供・啓発活動

本市在住の外国人が年々増加していることに伴い、ごみの正しい分別を外国人にも理解していただく必要があります。

「家庭ごみの分け方出し方」及び「ごみ処理ガイド」については、日本語版のほかに、英語、中国語、韓国語、ベトナム語版等を作成し、市の窓口での配布やホームページでの配信をします。「家庭ごみの分け方出し方」の外国語版については、ごみ分別推進アプリに掲載することで、外国人の方もスマートフォンでごみの分別の仕方を確認できるようにします。

また、外国語版ごみ集積所の看板の作成・配布や、外国人向け日本語学校への情報提供や説明会などの啓発活動を行います。

⑧ごみツアー（施設見学）の開催

ごみの減量やリサイクルの意識を醸成するため、ごみ処理施設の見学会を随時開催します。なお、見学施設は市の施設に限らず、民間の資源化施設等にも協力を求めています。

⑨イベントでの啓発

市民のみなさんと直接相対して働きかける機会として、さくらまつりや松戸まつり等の各種イベントに出展し、ごみの 3R についてクイズやゲーム形式で興味を持っていただけるような啓発活動を実施します。

⑩廃棄物減量等推進員（クリンクル推進員）制度

家庭から排出されるごみの減量や資源化、ごみ出しマナーの向上を推進するため、クリンクル推進員を委嘱し、地域と市を繋ぐ役割を担っていただきます。この制度は平成 4（1992）年 10 月から始まり、令和 3（2021）年度末で延べ 1,338 名の方々に委嘱を行っています。クリンクル推進員には自ら 3R を実践するとともに、地域での 3R 推進や、ごみに関する課題解決にご協力いただきます。

⑪ クリנקルキャラバン（市民説明会・パートナー講座）

市のごみ処理施策や 3R 推進に関する理解者を増やすため、「クリנקルキャラバン」として市の職員によるごみに関する説明会を開催し、参加者を「クリנקルサポーター」として認定します。クリנקル推進員とも協力して実施し、地域のごみ問題に関する理解者の輪を広げていきます。

また、市の制度として実施しているパートナー講座としても、ごみの分別や減量についての説明会を開催します。

⑫ 生ごみ処理容器等購入費補助金制度

家庭から排出されるごみの約 41% は、台所などで発生する生ごみです（図 2-1-（3）ア 可燃ごみの組成分析結果より）。家庭用の生ごみ処理容器等を使用すれば、ごみの焼却量や最終処分量を削減することができるので、生ごみ処理容器等購入費補助金制度により、利用を促進していきます。

⑬ 家庭ごみの有料化

家庭ごみの有料化とは、ごみを排出する際に使用する市の認定袋に手数料を上乗せして販売すること等により、ごみの排出量に応じて、その処理費用の一部を負担していただく制度です。

有料化の主な目的は、ごみの排出抑制やリサイクルの推進、排出量に応じた負担の公平化、市民のごみ問題に対する意識を向上すること等です。

有料化を実施するにあたっては、ごみ処理に係る現状把握及び課題の整理を行い、期待される効果、導入後の目標等を明確にする必要があるため、他自治体の事例を調査し、検討していきます。

※「有料化」とは、市町村が一般廃棄物処理についての手数料を徴収する行為を指します。

手数料を上乗せせずに販売される一定の規格を有するごみ袋（指定袋）の使用を排出者に依頼する場合については、「有料化」に該当しません。

（２）事業系ごみの発生抑制

① 「事業系ごみの処理の仕方」の発行

事業系ごみの分別や処理方法をまとめたリーフレット「事業系ごみの処理の仕方」を作成し、収集運搬事業者等を通じて排出事業者に配布します。排出事業者からの問い合わせ等を参考にして、より使いやすくなるよう、適宜内容を見直していきます。

② 「事業系ごみの適正処理と減量化パンフレット」の発行

事業系ごみについて、法的な位置づけや事業者の義務などを始めとして、①よりも詳しい内容を記載した「事業系ごみの適正処理と減量化パンフレット」を作成し、多量排出事業者や新規事業者を中心に配布します。①と同様に、より使いやすくなるよう、適宜内容を見直していきます。

③市ホームページ等による情報提供

市ホームページに事業系ごみに関する情報を掲載する他、ちば電子申請サービスを活用し、一般廃棄物処理業者等による市への各種申請手続きのオンライン化を推進します。

④多量排出事業者の廃棄物減量計画書

松戸市廃棄物の処理及び減量に関する条例の規定に基づき、多量排出事業者に対して廃棄物減量計画書の提出を義務付け、排出量の把握、減量、資源化を促進します。

また、提出された計画書をもとに訪問指導を実施する等、事業系ごみの 3R を推進します。

⑤多量排出事業者以外の事業者対策

多量排出事業者以外の事業者には、ごみの適正処理に関する情報を提供するとともに、事業系ごみ処理状況の届出制度を活用して排出実態の把握に努め、適切な指導を行っていきます。

⑥松戸市ごみ減量・リサイクル協力店制度（クリンクル協力店）

3R 活動を積極的に実施している小売販売店や飲食店等を「クリンクル協力店」に認定し、その取り組みを PR し、推進します。

⑦廃棄物処理手数料の見直し

廃棄物処理手数料は、ごみ処理にかかる原価を基準として、受益者負担の割合を考慮して決定しています。受益者負担の割合が低い場合、廃棄物の減量や資源化をする動機が働きにくくなることが考えられます。また、隣接する自治体と廃棄物処理手数料に格差がある場合、廃棄物の流入や流出が発生する恐れがあるため、近隣自治体との均衡についても配慮する必要があります。

廃棄物処理法第三条において、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」とされていることや、環境省の一般廃棄物処理有料化の手引き（平成 25（2013）年 4 月）において、「廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい。」とされていることを踏まえ、廃棄物処理手数料の見直しについて検討していきます。

（3）市民・事業者・市の連携

市民・事業者・市はそれぞれが異なる立場で社会経済活動を行っていますが、持続可能な資源循環型社会の構築に向けては、共通の意識を持って活動することが求められます。そのための情報共有や、市民活動団体への支援等を行っていきます。

(4) 食品ロス削減の推進（食品ロス削減推進計画）

本来食べられる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生していることが、世界的な問題となっています。

この問題に取り組むため、令和元（2019）年 10 月 1 日に「食品ロスの削減の推進に関する法律（以下、食品ロス削減推進法）」が施行されました。また、この法律にもとづいて、令和 2（2020）年 3 月 31 日に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（以下、食品ロス削減基本方針）」が閣議決定されました。

食品ロス削減推進法第十三条において、市町村は食品ロス削減基本方針を踏まえ、当該市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないとされていること、また、食品ロス削減基本方針において、一般廃棄物処理計画の中に食品ロス削減の取組を位置付けることも考えられるとされていることから、本市の食品ロス削減の取組方針をここに定め、推進していきます。

①食品ロスの現状

日本国内の食品ロス量は年間 643 万トンで、そのうち、事業系食品ロス量が 352 万トン、家庭系食品ロス量が 291 万トンと推計されています(平成 28(2016)年度)。事業系食品ロスは食品製造業と外食産業がそれぞれ約 4 割を占めており、主な発生要因としては、食品製造・卸売・小売業では「規格外品」、「返品」、「売れ残り」、外食産業では「作りすぎ」、「食べ残し」等が挙げられます。家庭系食品ロスの主な発生要因は、「食べ残し」、「過剰除去」、「直接廃棄」となっています。

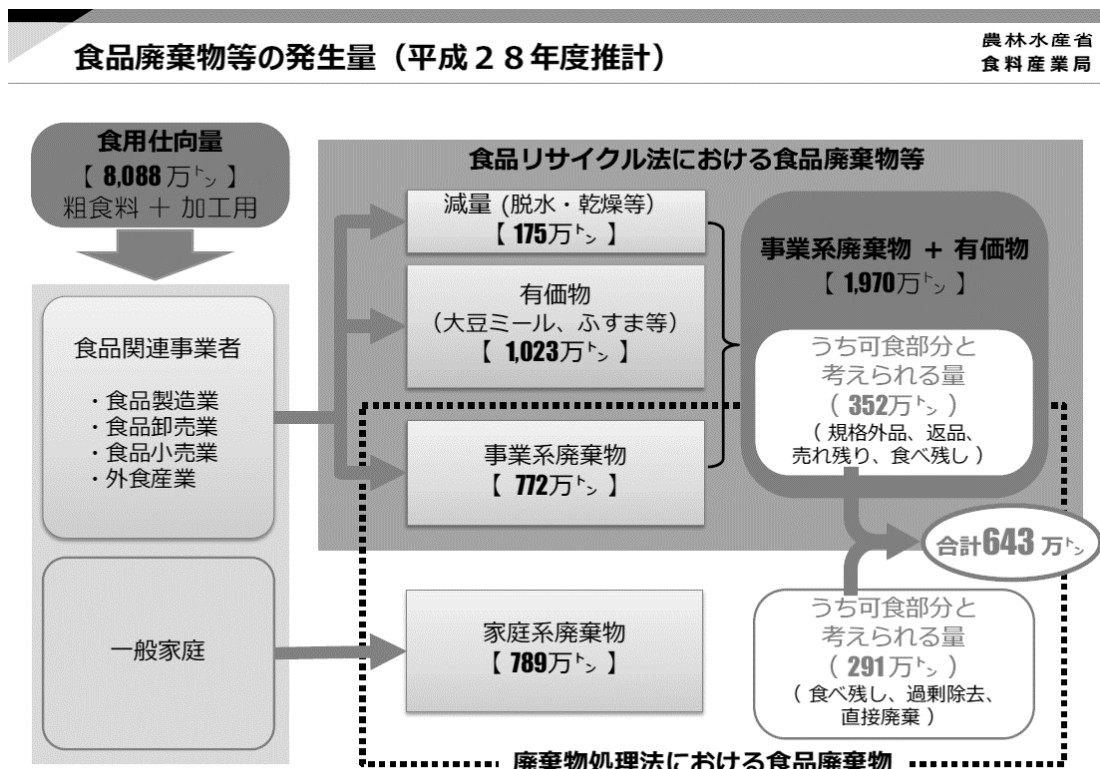


図 4-1-(4) 食品廃棄物等の発生量
出典：農林水産省 HP

②求められる役割と行動

ア 食品関連事業者

食品の流通から販売までの食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、国・県・市の施策に協力し、事業活動における食品ロスを削減するよう努める必要があります。また、消費者に対して、自らの取組に関する情報提供や啓発を行うことが求められます。

イ 消費者

食品ロスに関する知識や削減の必要性について理解を深め、国・県・市の施策に協力し、日々の生活の中で食品ロスを削減するよう努める必要があります。また、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用するなど、事業者の取組を支援することが求められます。

ウ 市

事業者や消費者に向けた情報提供や啓発活動を行うことで行動を促し、食品ロス削減に係る施策を推進することが求められます。

③松戸市における食品ロス削減推進体制

食品ロスは広範囲に関係する課題であることから、国においては農林水産省、環境省、経済産業省、消費者庁などが各分野で対策に取り組んでいます。

松戸市においては環境部が事務局となり、関係課による会議を組織し、それぞれの担当分野で食品ロスの削減を推進していきます。

④食品ロス削減に向けた取組の内容

ア 食品関連事業者による食品ロス削減の取組

- ・ 需要予測にもとづく仕入れ、製造、販売等の工夫
- ・ 値引き販売による廃棄商品の削減
- ・ 消費者が量を選択できる仕組み
- ・ 消費者への食べ切りの啓発（3010 運動等）
- ・ 消費者の自己責任を前提とした持ち帰りの対応とそれに関する情報提供
- ・ フードバンク、フードドライブへの未利用食品の提供

イ 消費者による食品ロス削減の取組

- ・ 食品を買いすぎないこと
- ・ 食品を使い切ること
- ・ 食品を食べ切ること
- ・ 外食で料理が残った場合に、自己責任の範囲で持ち帰ること
- ・ フードバンク、フードドライブへの未利用食品の提供

ウ 市による食品ロス削減の取組

- ・ごみ減量を通じた啓発
- ・消費者教育を通じた啓発
- ・食育を通じた啓発
- ・生活困窮者支援フードバンクの普及啓発
- ・学校給食を通じた啓発

⑤情報収集

先進的な取組や優良事例についての情報収集を行い、より効果的な取組ができるように消費者や食品関連事業者に周知します。

「基本方針 2 再使用（Reuse）の推進」に関する施策

Reuse とは繰り返し使うことです。

消費者は商品の購入にあたっては、使い捨て商品を避けて繰り返し使用できる商品を選ぶことや、中古品を選ぶことなどにより、ごみを削減することができます。

事業者は耐久性があり、繰り返し使える商品を販売することや、流通段階で通い箱を用いたり、容器包装にリターナブル容器を用いること等により、ごみを削減することができます。

（１）リユースショップ等の活用促進

自分にとっては不要となった物でも、まだ使える物であれば、中古品として売却できるかもしれません。不要品の再使用を促進するため、リユースショップに関する情報を提供します。

（２）ごみの再使用の取り組み

①粗大ごみの再使用

平成 12(2000)年度から平成 22(2010)年度まで実施していた粗大ごみ再生事業は、平成 22(2010)年度事業仕分けで費用対効果の観点から廃止となりましたが、松戸市リサイクルセンターの建設に伴い、新たな方法での再使用を検討します。

②靴・バッグ・ベルトの再使用

民間事業者の協力により、不要になった靴・バッグ・ベルトを、支所や市民センター等（一部の施設を除く）に設置したボックスで回収し、リユースする取り組みを推進します。

（３）その他リユースに関する情報提供

近年、消費者の嗜好の変化等により、リターナブルびんの利用率は年々減少傾向にあります。回収率、距離、回転率の条件が揃えば使い捨て容器に比べて環境負荷が低くなります。

また、イベント等においては、使い捨て容器から繰り返し使えるリユース食器に代えることで、資源の節約につながります。

リユースを推進するため、このような情報を提供していきます。

「基本方針 3 再生利用（Recycle）の推進」に関する施策

Recycle とはごみとなったものを、製品の原材料やエネルギー源として有効利用することです。

プラスチック製容器包装や、古紙・布類・ビン類・缶類・ペットボトルなどのごみを適正に分別して排出することで、資源としてのリサイクルを推進します。

（１）集団回収の推進

古紙・布類・ビン類・缶類・ペットボトルは、民間のリサイクルルートが確立されていることから、集団回収を全市的に拡大することで分別の意識醸成を図り、民間による資源化を促進していきます。

自治会・町会・マンション管理組合等の自主的な資源回収を促進するため、ホームページでの集団回収情報提供、出前講座・各種イベント等で制度の説明や周知、リサイクル活動奨励金の交付等の支援を行います。

また、町会・自治会等に入らず地域の集団回収に参加できない人がいることから、すべての人が参加できるよう実施団体に働きかけていきます。

（２）リサイクル可能なごみの分別推進

①紙類の分別推進

可燃ごみの中にはリサイクル可能な紙類が約 11.2%含まれています（図 2－1－（３）ア参照）。この分別を徹底すれば、リサイクルとごみの焼却量の削減を同時に推進することができます。新聞・雑誌・段ボール・牛乳パックなどはもちろんのこと、それ以外のリサイクル可能な紙類の総称である「雑がみ」の分別についても広く周知していきます。

②プラスチック製容器包装（リサイクルするプラスチック）の分別推進

本市では平成 13(2001)年 4 月 1 日からプラスチック製容器包装の分別を開始し、容器包装リサイクル法の規定に基づく処理を行っています。「プラマーク」が分別する際の目印となりますが、禁忌品である電池やライターなどがわずかでも混入していると、リサイクル素材としての品質が低下するだけでなく、発火事故の原因となります。

近年、電子タバコなどのリチウムイオン電池内蔵製品が増加し、リサイクルするプラスチックへの混入が多発しているため、適正な分別が求められます。



また、その他のプラスチックなどのごみには約 23.8%のプラスチック製容器包装類が含まれており（図 2－1－（３）イ参照）、正しく分別をすれば、リサイクル率の向上と同時に、ごみの焼却量を減らすことができる可能性があります。

プラスチックごみには様々な種類があることや、プラスチック製容器包装の排出

基準（どの程度まで汚れを落とす必要があるか等）が伝わりにくいこと等から、容器包装リサイクル法に基づく分別の仕方が十分に認識されていないことが考えられるため、引き続き市のホームページや、リサイクル通信、市民説明会等を通じて周知に努めます。

なお、プラスチック製容器包装類とマイクロプラスチックによる環境汚染の関係については情報収集に努め、その防止に向けて適宜啓発していきます。

③ペットボトルの分別推進

ペットボトルの販売量は増加傾向にあり、今後も適正な分別・リサイクルを推進することが求められます。ペットボトルは協力店での拠点回収と町会等での集団回収を実施していることや、適正な分別方法について、引き続き啓発していきます。

④小型家電の分別推進

支所や市民センター等（一部の施設を除く）に小型家電の回収ボックスを設置し、小型家電の資源化推進を PR するとともに、家庭ごみ集積所には排出することができないノートパソコンや携帯電話の回収を可能にすることで、利便性を向上します。

（３）食品リサイクルの推進

平成 13（2001）年に食品リサイクル法が施行され、食品の売れ残りや食べ残し、または食品の製造過程において発生している食品廃棄物について、食品関連事業者による発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料としての再生利用を促進することとなりました。そのために以下の施策に取り組んでいきます。

①事業系食品残渣のリサイクル推進

民間の小売事業者や飲食店から排出される食品残渣について、堆肥化・飼料化などのリサイクルを推進します。多量排出事業者の訪問指導や、それ以外の事業者へのごみ処理状況届出書の提出依頼などの機会を捉えて啓発するとともに、食品循環資源の許可業者を通じて、事業者に協力を促します。

また、市が率先して模範となるため、教育委員会の協力のもと学校給食残渣のリサイクルに取り組みます。

②廃食用油のリサイクル

民間事業者の協力により、家庭から出る廃食用油を拠点回収し、バイオディーゼル燃料（BDF）としてリサイクルします。

(4) その他のリサイクルについて

①使用済紙おむつのリサイクル

高齢化社会の進展に伴い、大人用紙おむつの利用が増加することを踏まえ、環境省では令和 2（2020）年 3 月に使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドラインを策定し、リサイクルを推進しています。

紙おむつのリサイクルは適正な分別が必要なことや、コスト面での課題がありますが、民間処理事業者の施設整備状況に応じて、事業系使用済み紙おむつのリサイクルについて、排出事業者に協力を求めています。

②剪定枝等植物資源のリサイクル

民間事業者による剪定枝等のチップ化や堆肥化などのリサイクルを推進していきます。

「基本方針 4 適正排出と効率的な収集体制の維持」に関する施策

(1) 適正排出の確保

①ごみの分別区分

ごみの分別区分は処理施設的能力、市民の利便性、分別による資源化といった要素を考慮して定めています。今後、処理施設の整備、ごみ質の変化、新たな法律の施行などがあれば、必要に応じて見直しをします。

直近では、令和 2（2020）年 7 月 21 日経済産業省と環境省の有識者による合同会議で、プラスチック製容器包装に加えて、製品プラスチックも一緒にリサイクルする新たな分別区分として「プラスチック資源」が提言され、令和 3（2021）年 6 月 4 日にはプラスチック資源循環促進法が成立しましたので、新たな制度の詳細を把握するとともに、国の動向を注視していきます。

②ごみの排出方法

本市では家庭ごみの約 7 割が可燃ごみであることから、家庭系可燃ごみの排出には一定程度の透明性がある「松戸市認定袋 可燃ごみ用」を使用することとし、分別意識の向上、危険物の混入防止、収集作業員の安全性向上を図っています。

なお、国のプラスチック資源循環戦略において、「可燃ごみ指定収集袋など、その利用目的から一義的に焼却せざるを得ないプラスチックには、カーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックを最大限使用し、かつ、確実に熱回収します。」とされていることから、認定袋の原料の一部にバイオマスプラスチックを使用することについて、調査・検討していきます。

③施設の搬入基準

ごみの搬入基準は施設での適正な処理を確保するためや、条件を付すことで排出者に減量の取り組みを促すために設定しています。適正処理困難物の発生や、市民を装った事業者によるごみの持ち込み等の状況に応じて搬入基準の見直しを行います。

④事業系ごみの搬入物検査

事業系一般廃棄物の多くは許可業者が収集運搬して、市の処理施設に搬入されています。許可業者は施設の搬入基準を遵守しなければなりません。十分に基準が守られていない場合もあるため、分別の適正化による事業系ごみの減量と施設の安定稼働のため、事業系ごみの搬入物検査を実施します。

⑤不法投棄対策

生活環境を良好に保つため、不法投棄監視パトロールを継続し、必要に応じて警察等の関係機関と連携して対応します。地域から相談を受けた場合には、啓発看板を提供するなど、不法投棄の防止に努めます。

⑥ごみの排出時における感染症対策

環境省の「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」や「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づく、感染防止を考慮したごみの排出方法について、市民や事業者に周知していきます。

(2) 安定した収集体制の維持

①家庭ごみの収集体制

家庭から排出されるごみの収集は、地域に設置したごみ集積所から収集するステーション方式で行っています。

ステーション方式は集積所管理の負担や、排出者責任が不明確である等の課題があります。一方で、一軒一軒収集する、戸別収集という方式（対象は戸建て住宅のみで、集合住宅はステーション方式）がありますが、こちらは収集業務量と費用が増大します。

収集方式については、他自治体の事例を調査し、それぞれのメリット・デメリットや市民ニーズを考慮して検討していきます。

②高齢者世帯などのごみ出し困難者に対応した収集体制

高齢化社会や核家族化の進展等に伴い高齢者のみの世帯が増加していることから、家庭からの日々のごみ出しに課題を抱える事例が生じていることから、家庭ごみをごみ集積所に自ら又は他の者の協力を得て排出することが困難である要介護者もしくは障害者（身体障害者1・2級）で構成されている世帯に対し、市が戸別に訪問して家庭ごみを収集する「家庭ごみ訪問収集事業」を実施しています。必要な方々にサービスが届くよう、福祉部門と連携していきます。

③クリーンエネルギー自動車の使用

脱炭素社会に向けた取り組みを推進するため、収集車には環境に配慮したクリーンエネルギー自動車等を使用するよう、収集業者へ求めています。

④ごみ収集における感染症対策

大規模な感染症の発生時においても、ライフラインであるごみの収集は継続する必要があるため、家庭ごみの収集委託事業者や一般廃棄物収集運搬業の許可業者に対しては、環境省の「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」や「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づく、収集作業時の感染防護対策について周知していきます。

また、感染者が発生した事業所等からのごみを市の施設に搬入する際の連絡体制を定め、収集運搬から処理に至る過程での感染拡大防止を図ります。

「基本方針 5 安定した処理体制の維持」に関する施策

(1) 焼却処理

関係法令に基づく環境基準を遵守し、適正なごみの焼却を行います。

また、焼却施設用地は和名ケ谷クリーンセンターと旧クリーンセンターの2か所とし、和名ケ谷クリーンセンターの稼働停止を見据えて、新焼却施設（旧クリーンセンター用地）の整備を進めていきます。

新焼却施設の整備にあたっては、少子高齢化の進行や3Rの推進により、将来におけるごみ排出量の減少が見込まれるなか、持続可能な適正処理体制を確保することが求められます。そのため、新焼却施設基本構想等において検討し、早期の施設整備を目指していきます。

①和名ケ谷クリーンセンター

【施設概要】

所在地：松戸市和名ケ谷 1349 番地の 2

竣工：平成 7（1995）年 9 月

炉形式：全連続燃焼式機械炉

公称能力：100 トン／24 h × 3 基

余熱利用：工場内給湯、冷暖房及び利便施設への熱供給・電気供給
発電規模 3,200 k w

○取り扱うごみは「可燃ごみ」、「その他のプラスチックなどのごみ」の他、他の施設から移送される焼却ごみとします。

○日常的な点検と定期的な整備を実施し、施設の処理能力を適正に維持します。

○焼却に伴う熱回収を行い、発電や温水プール等で有効活用します。

○災害対策を含め、安定して稼働できる体制の確保に努めます。

②旧クリーンセンター

【施設概要】

所在地：松戸市高柳新田 37 番地

竣工：昭和 55（1980）年 11 月

炉形式：全連続燃焼式機械炉

公称能力：100 トン／24 h × 2 基

○令和 2（2020）年 3 月末に稼働を停止しており、解体するまでの間は所要の法定点検等を実施し、適正に維持管理していきます。

(2) 圧縮梱包処理

容器包装リサイクル法の規定に基づくプラスチック製容器包装及びその他のプラスチックなどのごみをリサイクル施設等へ運搬するため、選別・圧縮梱包を行います。

① 日暮クリーンセンター

【施設概要】

所在地：松戸市五香西5丁目14番地の1

竣工：昭和63(1988)年3月

処理方式：圧縮梱包方式(横型圧縮プレス機)

公称能力：40トン/5h×2基

○取り扱うごみは「リサイクルするプラスチック」、「その他のプラスチックなどのごみ」とします。

○日常的な点検と定期的な整備を実施し、施設の処理能力を適正に維持します。

(3) 資源選別処理・粗大ごみ処理

ごみの中には資源として有効活用できるものが含まれているので、これができる限り選別し、リサイクルするよう努めます。また、粗大ごみについても処理の過程で資源になる部分はリサイクルし、残渣を適正に処分します。

① 松戸市リサイクルセンター

【施設概要】

所在地：松戸市七右衛門新田316番地の4

竣工：令和4(2022)年7月(予定)

処理方式：破碎・手選別・機械選別・圧縮方式

公称能力：39トン/5h

○取り扱うごみは「不燃ごみ」、「有害などのごみ」、「粗大ごみ」とします。

○日常的な点検と定期的な整備を実施し、施設の処理能力を適正に維持します。

② 民間処理

○「資源ごみ」は民間資源化事業者へ直接搬入し、資源化します。

③ 資源リサイクルセンター

【施設概要】

所在地：松戸市松飛台286番地の15

竣工：昭和56(1981)年3月

処理方式：破碎・圧縮方式

公称能力：50 トン／5 h

○松戸市リサイクルセンター稼働後、資源リサイクルセンターは稼働停止します。

(4) 可燃ごみの中継（圧縮・積替）

旧クリーンセンター稼働停止後の焼却処理能力の不足を補うため、近隣市や民間焼却施設に委託して処理体制を維持していきます。市外の処理施設に可燃ごみの一部を効率的に運搬するため、大型のコンテナに積み替えます。

① ごみ中継施設

【施設概要】

所在地：松飛台 286 番地の 15

竣工：令和 2（2020）年 3 月

処理方式：コンパクト・コンテナ方式

公称能力：94 トン／5 h

○取り扱うごみは「可燃ごみ」とします。

○日常的な点検と定期的な整備を実施し、施設の能力を適正に維持します。

(5) 最終処分

① 日暮最終処分場

市内唯一の直営最終処分場である日暮最終処分場では、周辺環境に配慮し、適正な維持管理をしながら埋め立て処分を行います。また、最終処分終了後の跡地利用についても検討していきます。

○埋立物は、松戸市リサイクルセンターから搬送される残渣等を対象とします。

② 直営最終処分場の確保

直営最終処分場確保の可能性について検討していきます。

③ 広域最終処分場の建設促進

近隣自治体との連携を図り、広域最終処分場の建設について、国や県に働きかけていきます。

④民間最終処分場の確保等

安定的かつ継続的に最終処分を行うため、関係自治体並びに民間最終処分事業者と良好な関係を維持し、最終処分先の確保に努めます。

また、最終処分量を削減するため、焼却灰の資源化等について検討していきます。

(6) 環境保全対策

各施設等の維持管理にあたっては、周辺環境への影響を防止することを最優先とし、十分な公害防止対策を講じます。

また、焼却処理に伴う排出ガス中のダイオキシン類の濃度については、定期的なモニタリングを実施し、結果を公表します。

「基本方針 6 個別の課題への適正な対応」に関する施策

(1) 災害廃棄物対策

大規模災害時には、がれき等の大量の災害廃棄物が発生するだけでなく、交通の途絶等に伴い、日常生活で発生するごみやし尿についても収集運搬や処理が困難になる恐れがあることから、災害時を想定した処理体制を整えておく必要があります。そこで、地域防災計画で想定する災害に対して、本計画とは別に災害時の廃棄物処理計画を定めます。

(2) 在宅医療廃棄物対策

在宅での医療行為により家庭から排出される医療系の廃棄物には、注射針などの鋭利なものや感染性のあるものが含まれていることがあり、家庭ごみ集積所に出された場合、収集作業時に針刺し事故や感染の危険性があることから、受診医療機関等に引き取っていただくことを原則としています。

今後も在宅医療廃棄物の増加が予想されることから、適正な排出方法について周知するとともに、必要に応じて関係機関と協議を行います。

(3) 適正処理困難物対策

日々さまざまな製品が生産・販売されている現在、市民が排出する一般廃棄物の中には、市の処理施設で適正な処理をすることが困難なものが存在します。こうした適正処理困難物については、拡大生産者責任の考え方にに基づき、製造者・販売事業者等による回収ルートを整備するよう、国・県に対して要望していきます。

(4) 指定廃棄物対策

平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、本市のごみ焼却施設から排出される焼却灰が放射性物質に汚染され、最終処分が困難になりました。

放射性物質汚染対処特措法では、放射能濃度が 8,000Bq/kg を超える廃棄物については、環境大臣が指定廃棄物として指定を行い、国の責任で処理することとされておりますが、令和 4（2022）年 3 月現在、国の保管場所が確保されていないため、本市では国が引き取るまでの間、旧クリーンセンター及び和名ヶ谷クリーンセンターにおいて指定廃棄物を保管しています。

指定廃棄物の保管にあたっては、周辺地域に危害が及ぶことがないように、安全且つ適正に管理するとともに、保管施設の敷地境界の放射線量を定期的に測定し、公表していきます。また、一刻も早く国の責任において適正な保管・処分がなされるよう要請していきます。

なお、放射能濃度が 8,000Bq/kg 以下の特定一般廃棄物についても保管していますので、最終処分先が確保され次第、随時、適正に処分していきます。

（５）感染症流行時の対応

令和２（2020）年度には新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により輸出が停止し、海外でリユース・リサイクルしていた布類の処理ができなくなったため、一時的に布類の排出自粛をお願いする事態となりました。また、緊急事態宣言の発令に伴い、人との接触を可能な限り避けるため、施設へのごみの自己搬入を自粛していただくこともありました。このような対応については、混乱のないよう、広報まつど、市ホームページ、SNS、ごみ分別アプリ等を通じて速やかに周知していきます。

第5章 計画の推進

1 計画の進捗管理

一般廃棄物の適正な処理を行うとともに、ごみの3Rを推進するため、ごみ処理基本計画推進会議において、各施策の進捗管理を行います。

第3章で設定した計画目標値を評価基準として、各施策の有効性や優先順位についても考慮しながら、効果的に推進するとともに、目標達成状況を市ホームページにおいて公表します。

2 情報公開

市民・事業者と情報を共有するため、計画目標の達成状況の他、ごみに関する様々なデータについては、毎年作成する清掃事業概要や広報まつど、市ホームページを活用して広く公開するとともに、啓発活動も進めていきます。

3 ごみ処理費用の抑制

地方自治法において、地方公共団体は最少の経費で最大の効果をあげるよう規定されていることから、効率的なごみ処理に向けた改善に努めます。その一方で、資源循環型社会構築に向けた取り組みの中では、より費用のかかる施策を選択する場合があります。例えば、ごみを焼却するよりも処理単価が高いリサイクルを選択する場合などについては、費用対効果を考慮して行います。

また、コスト分析手法として環境省が策定した一般廃棄物会計基準の活用も検討していきます。

松戸市ごみ処理基本計画

○発 行 松戸市
〒271-8588 千葉県松戸市根本387番地の5
○編 集 松戸市 環境部 廃棄物対策課
